

---

---

平成29年第4回大和町議会定例会会議録

---

---

平成29年6月6日（火曜日）

---

---

応招議員（18名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	堀籠英雄君
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀 啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

出席議員（18名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	堀籠英雄君
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀 啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	千 葉 喜 一 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	産業振興課長	文 屋 隆 義 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	都市建設課長	蜂 谷 俊 一 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	上下水道課長	熊 谷 実 君
総 務 課 長	櫻 井 和 彦 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	佐 藤 三 和 子 君
まちづくり 政 策 課 長	三 浦 伸 博 君	教育総務課長	小 川 晃 君
財 政 課 長	千 坂 俊 範 君	生涯学習課長	村 田 良 昭 君
税 務 課 長	千 葉 正 義 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	蜂 谷 祐 士 君
町民生活課長	長 谷 勝 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	浅 野 義 則 君
子 育 て 支 援 課 長	内 海 義 春 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 塚 弘 志 君

事務局出席者

議会事務局長	後 藤 良 春	議事庶務係長	野 田 美 沙 子
参事兼次長	櫻 井 修 一		

議事日程〔別紙〕

---

---

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

---

午前9時58分 開 会

議 長 (馬場久雄君)

皆さん、おはようございます。

まだ定刻前ではありますが皆様おそろいでございますので、ただいまから平成29年第4回大和町議会定例回を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、12番平渡高志君、及び13番堀籠英雄君を指名します。

---

#### 日程第2「会期の決定について」

議 長 (馬場久雄君)

日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月9日までの4日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月9日までの4日間に決定いたしました。

---

#### 日程第3「諸般の報告」

議 長 (馬場久雄君)

日程第3、諸般の報告を行います。

町長より報告事項がありますので、報告をしていただきます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おはようございます。

諸般の報告ということでございますけれども、そのことにつきましては、担当からご説明申し上げたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長 （千坂俊範君）

それでは、お手元の諸般の報告の資料をご準備いただきたいと思います。それに従いましてご説明をさせていただきます。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。

繰越明許費繰越計算書でございます。3月定例会におきまして、平成29年度へ繰り越して使用いたします繰越明許費につきまして議決を頂戴しておりましたけれども、この繰り越しの内容を明示いたしました繰越計算書を調整いたしましたところでございますので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告を申し上げるものでございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。

この計算書は、繰り越した款項の区分、事業名、議決いただきました金額、それから翌年度繰越額、この繰越額の財源内訳ということで記載をさせていただいております。

一番下、下段の合計欄をごらんいただきたいと思います。

繰越事業は14事業ございまして、うち8事業が国庫補助事業でございます。議決を賜りました金額につきましては4億3,196万1,000円でございます。このうち実際翌年度へ繰り越しました額の合計額は4億2,720万4,000円となったものでございます。

その財源内訳といたしましては、既収入特定財源が8,400万円、これから入ります特定財源としまして国庫支出金2億2,021万7,000円、地方債1,650万円、その他特定財源といたしまして3,902万円、残りが一般財源で6,746万7,000円となっております。

事業の完了予定につきましては、資料の上から申し上げます。一部完了してある事業もございしますが、まず、大和町公共施設等総合管理計画策定業務が平成29年4月28日。平成30年度の固定資産税（土地）評替えにおいて活用する標準宅地の不動産鑑定

評価及び路線価付設業務が29年5月31日。個人番号カード交付事業が平成30年3月31日。臨時福祉給付金（経済対策分）に関する事業及び事務費は29年4月からの事業開始で年度中の予定。大角ため池整備事業は29年4月30日。蒜袋宮前線改良工事は29年5月25日。橋りょう点検業務につきましては29年5月31日。天皇寺地区外排水路整備工事は29年9月30日。準用河川改修工事は、3河川の工事がございますがそれぞれ5月31日、6月30日、12月28日となっております。宮床中学校南校舎大規模改修工事につきましては30年3月30日。宮床中学校拡張事業につきましては、取りつけ道路と拡張の工事がございますが、9月29日と12月25日。農道災害復旧工事につきましては29年5月31日。公共土木施設災害復旧費の河川災害復旧工事につきましては29年12月20日。台風18号豪雨災害復旧費の河川災害復旧工事につきましては29年12月20日をそれぞれの完成予定としているところでございます。

繰越明許費につきましては以上でございます。

なお、今年度は事故繰越につきましてはございませんでした。

以上、ご報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

上下水道課長熊谷 実君。

上下水道課長（熊谷 実君）

それでは、引き続きまして3ページをお願いいたします。

予算繰越計算書でございます。

平成28年度大和町水道事業会計予算について、別紙繰越計算書のとおり繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。第26条第3項につきましては、議会に報告することの規定でございます。

4ページをお願いいたします。

平成28年度大和町水道事業会計予算繰越計算書でございます。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額でございます。第26条第1項につきましては、繰り越しますよということの規定でございます。

事業名、移設1号平成28年度西川橋架替に伴う排水管移設工事でございます。予算計上額2,279万8,800円でございます。繰越額2,279万8,800円でございます。繰越額の中の財源でございます。過年度損益勘定留保資金1,516万4,951円、移設補償費、これは県からの補償費でございます、763万3,849円でございます。説明といたしま

して、建設改良工事の工期延長に伴う繰り越しでございます。この事業につきましては、県道大和松島線鶴巣大平地内の西川橋の架替工事に伴う配水管の移設工事であります。工期を平成28年7月22日から平成29年3月31日までとしていたものでございますが、橋梁工事側で冬季施工による作業効率の低下により工程におくれが生じたことによりまして、本事業の工期を本年5月31日までといたしたものでございます。なお、本工事は5月22日に完成いたしまして、5月30日に完成検査を終了しておりますのでご報告申し上げます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

まちづくり政策課長三浦伸博君。

まちづくり政策課長 （三浦伸博君）

それでは、続きましてまちづくり政策課より平成28年度株式会社大和町地域振興公社決算についてご報告を申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成28年度株式会社大和町地域振興公社決算につきまして、別冊のとおり報告するものでございます。なお、決算報告書につきましては、平成29年5月24日開催の定期株主総会で承認がなされたものでございます。

それでは、別冊の決算報告書1ページをお願いいたします。

初めに、第25期事業報告でございます。第25期事業報告につきましては、事業計画に基づきまして事業の執行をまいり、目標をほぼ達成することができたところでございます。

その概要でございますが、町からの受託事業であります七ツ森湖畔公園等の施設管理事業で4,181万6,000円、都市公園等の指定管理者業務で3,445万2,000円、町民研修センター・体育センター受け付け業務と日直巡視業務で505万8,000円、受託外業務で598万円、町道維持管理業務で1,648万円、収益事業では地場産品売上手数料、自動販売機売上手数料等合わせて1,089万4,000円の販売額となったところでございます。

受託事業につきましても、施設の万全を期すとともに、施設公園の補修等を実施し、利用していただくための公園づくりに留意してきたところでございます。

そのほか、町道や緑地、船形山登山道、施設等の除草業務や伐採業務、除雪業務等39件の受託外業務を行ったほか、台風による倒木等の緊急的な作業にも対応を行って



きたところでございます。

収益事業では、映画「殿、利息でござる」の上映に伴い、関連商品の制作販売を行い、前年対比約2倍の売り上げとなったところでございます。

さらに、観光振興につきましては、春の「花まつり」、夏の「まほろば夏まつり」「七夕まつり」、秋の「たいわ産業まつり」に協力参加をいたしたところでございます。

その結果、営業収支で504万1,000円の当期純利益を計上することができたものでございます。

次に、2といたしましては、会議等の開催状況でございまして、取締役会、定期株主総会の開催状況でございます。

3につきましては、第25期の役員名簿でございます。

続きまして、決算報告書でございます。

3ページの貸借対照表をお願いいたします。

初めに、資産の部でございます。流動資産のうち、現金・預金でございまして9,970万7,861円、棚卸資産とその他流動資産を合わせました流動資産合計で1億2,918万9,902円となったものでございます。

次に、固定資産でございます。有形固定資産と無形固定資産を合わせました固定資産合計で613万4,576円となりまして、資産の部の合計といたしまして1億3,532万4,478円となったところでございます。

次に、負債の部でございます。流動負債及び固定負債を合わせまして2,178万2,335円となっております。

純資産の部では、株主資本のうち、資本金が1,250万円、利益剰余金につきましては、更新積立金400万円、積立金2,500万円、繰越利益剰余金7,204万2,143円で、うち当期利益が504万1,026円でございまして、利益剰余は計1億104万2,143円となったものでございます。

この結果、純資産の部の合計につきましては1億1,354万2,143円となりまして、負債・純資産の部の合計につきましては1億3,532万4,478円となったところでございます。

次に、4ページの損益計算書でございます。

経常損益の部でございまして、売上高計であります1億1,468万3,803円、売上原価計につきましては559万1,110円でありましたことから、売上総利益につきましては1億909万2,693円となったものでございます。

販売費・一般管理費計につきましては1億1,527万5,694円となりましたことから、営業利益といたしまして618万3,001円の減となっておりますが、営業外収益が69万6,633円となっております、経常利益といたしましては548万6,868円の減となったところではございますが、特別損益の部の特別利益の1,058万3,625円を加え、特別損失の1,000円を差し引きました税引き前当期利益につきましては509万7,256円となっております、法人税、住民税及び事業税を差し引きました当期利益につきましては504万1,026円となったところでございます。

5ページをお願いいたします。

販売費及び一般管理費でございます。それぞれの科目ごとの予算、決算額等をお示しをいたしてございます。

計の欄でございます。

予算額1億1,593万1,000円に対しまして、1億1,527万5,694円の決算額となったところでございます。

また6ページにつきましては、監査報告書となっております。

7ページにつきましては、平成29年度第26期の事業計画書となっております。

8ページをお願いいたします。

8ページにつきましては、事業計画に基づきます収支見込書。

9ページにつきましては、平成29年度販売費一般管理費となっております。

以上で、大和町地域振興公社の決算についてご報告をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

これで、町長の報告を終わります。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しているとおりでございます。ご了承いただきます。

ここで、町長より招集の挨拶があります。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

皆さん、おはようございます。

大和町議会定例会開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日ここに、平成29年第4回大和町議会定例会が開会されるに当たり、提案いたします一般会計補正予算などの議案につきまして、その概要をご説明申し上げ、議員皆

様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、町内企業の動向でございますが、大和リサーチパークに立地しております東京エレクトロン宮城株式会社様は、5月31日に発表された中期経営計画の中で既存の開発棟の北側に新開発棟の建設を発表されました。この新開発棟は、総床面積1万1,600平方メートルの鉄骨平屋建ての建物で、10月に着工して来年8月の完成を予定いたしております。東京エレクトロン宮城株式会社様は、立地決定後、平成22年7月から着工した最初の建屋を建設中に東日本大震災にあわれましたが、翌年5月には事務所棟と開発棟を開所し、10月から生産棟の稼働をいたしました。その後、半導体需要の高まりを受けて、本年3月から物流棟の建設に着工し、12月の完成を目指しておられたところでございます。今後、IOT（モノのインターネット）やクラウドの進展が見込まれますことから、同社様のますますのご発展を期待いたすものでございます。

次に、去る5月26日から6月3日まで王城寺原演習場において実施されました、沖縄駐留米軍の実弾射撃訓練についてであります。おかげさまをもちまして予定どおり訓練を終了することができました。本町といたしましても、部隊滞在期間中は庁内に王城寺原演習場対策連絡会議を設置し、各種対策や連絡調整を行いますとともに、巡回班によります巡回パトロールの実施、町内各所における騒音及び振動の測定のほか、防災無線を通じまして訓練情報をお知らせするなど、町民皆様の不安解消を図るための対応策を講じてまいりましたが、今後も情報の早期の入手など万全を期してまいりたいと考えておるところでございます。

また、5月末現在の水稻生育状況についてであります。育苗から田植えまでの期間が良好な天候で経過いたしましたことから田植え作業は順調に進み、ほぼ平年どおりに終期を迎え、田植え後の生育もおおむね良好であると判断しているところでございます。

それでは、本日提出しております議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

初めに、議案第46号は、個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い影響がある箇所に所要の改正が必要なことから、個人情報保護条例の一部の改正を行うものでございます。

議案第47号は、個人情報保護条例の一部改正に伴い影響がある箇所に所要の改正が必要なことから、情報公開条例の一部を改正するものでございます。

議案第48号一般会計補正予算につきましては、1億5,783万6,000円を追加し、歳入

歳出の総額を99億4,883万6,000円とするものであります。

歳出の主なものにつきましては、総務費におきまして、コンビニエンスストア収納及びクレジットカード納付に対応するシステム修正に要する経費、南部コミュニティセンターの備品購入等に要する経費、役場庁舎空調機の修繕等に要する経費、地区集会所トイレのバリアフリー化に対する助成金を追加措置し、民生費におきましては、介護保険事業勘定特別会計への操出金、幼稚園就園奨励費補助金システムの導入に要する経費、保育料システムのコンビニ納付対応に要する改修費用、旧もみじヶ丘出張所事務室を幼児室に改修するための経費を追加措置するものでございます。

農林水産業では、町民研修センターのトイレ漏水修繕に要する経費、水田農業対策事業の補助事業変更に要します所要額を減額及び追加措置し、商工費におきましては店舗取得・改修推進事業費に係ります補助金の追加所要額、企業主導型保育事業支援に係る補助金、東北・宮城復興マラソン2017と同時に開催される復興マルシェへ出店するための負担等、及びまほろば夏まつりの警備に係る経費を追加措置するものでございます。

土木費につきましては、国土交通省の交付金事業として町道中坪渋井線の（仮称）下草橋新設、吉岡宮床線の高田中央橋改築に係る実施設計費等、防衛省補助事業としてもみじヶ丘幹線3号線等の増工に要する費用を、教育費におきましては、くろかわチャリティーコンサート実行委員会よりいただきましたご寄附により、児童図書等を購入に要する経費追加措置するものでございます。

以上が歳出の主な概要でございますが、これらの経費に充てます財源といたしましては、国庫支出金に社会資本整備総合交付金を追加し、県支出金につきましては、農業費の補助事業の変更によります補助金を追加措置し、その他寄附金による収入のほか、平成28年度からの繰越金により財源調整を行うものでございます。

また、債務負担行為といたしまして、町税等のコンビニエンスストア収納代行及びクレジットカード指定代理納付に係る業務、私立幼稚園就園奨励補助金システム借上げ、児童支援センターほか2施設の運営業務につきまして債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

次に、特別会計についてであります。議案第49号国民健康保険事業勘定特別会計補正予算につきましては、国民健康保険税のコンビニエンスストア収納代行業務の債務負担行為を追加するもの、議案第50号介護保険事業勘定特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算に120万6,000円を追加し、介護保険料のコンビニエンスストア収納代行業務の債務負担行為を追加するもの。

議案第51号後期高齢者医療特別会計につきましては、後期高齢者医療保険料のコンビニエンスストア収納代行業務の債務負担行為を追加するものでございます。

議案第52号、水道事業会計補正予算につきましても水道料金・下水道等使用料のコンビニエンスストア収納代行業務の債務負担行為を追加するものでございます。

議案第53号、町道路線の認定につきましては、吉岡南第土地区画整理地内の6路線及び保福寺支線を新たに町道路線とするものです。

以上が提出しております議案の概要でございますが、今会期中に人事案件に係る議案を追加させていただく予定としておりますのであらかじめご了承をお願い申し上げます。

何とぞ慎重にご審議をいただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

---

#### 日程第4「一般質問」

議長（馬場久雄君）

日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

8番千坂裕春君。

8番（千坂裕春君）

皆さん、おはようございます。

それでは、私の一般質問を開始いたします。

観光と児童・生徒のかかわりについて。

町には、自慢の観光資源が多数ある。しかし、この資源を十分に生かしている現状では決してない。そこで、観光資源をより有効に活用し、町の観光ビジネスを活性化するためには、次世代である児童・生徒の地域理解と郷土への誇りや愛情が不可欠と考える。また、観光には地理的・歴史的知識、外国人の案内に必要な語学力、諸外国との文化・宗教の違いからの相互理解を含め、健全な人格形成に役立つなどの児童・生徒の成長にも大いに貢献できると考える。以下の3点について伺います。

- 1) 町の観光資源を取り扱う授業は行われているのか。
- 2) 児童・生徒が考える町のよいところ、悪いところを把握しているのか。
- 3) 児童・生徒の観点からの町の観光のあり方を聞く機会を設けるべきではないの

か。

以上、3点でございます。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問でございますけれども、まず町の観光資源を取り扱う授業を行っているのかというご質問でございます。小学校の第3学年と第4学年の社会科では、自分たちの住んでいる地域の社会生活を総合的に理解できるようにするとともに、地域社会の一員としての自覚を持ち、地域社会に対する誇りと愛情を育てる内容となっております。町内の小学校では、第3学年の社会科の授業で副読本「わたしたちの大和町」を活用しております。この副読本は、大和町はどんな町でどんな歴史を持った町か、自然、産業や文化などについてより詳しく、より身近に学ぶための内容となっております。昨年、映画上映されました「殿、利息でござる」の原作「国恩記」についても郷土に伝わる願いの項目の中で、国恩記の人々のタイトルで郷土の誇る出来事として紹介しております。このように、観光的視点に立った事業は行われてはいませんが、地域の文化や歴史資源を活用し、授業を行っております。これらの授業を通して児童が自分の住む町の文化や歴史などをよく理解し、魅力と誇りを感じるにより、子供たちの郷土愛につながっていくものと考えております。

次に、児童生徒が考える町のよいところ、悪いところ把握しているのかのご質問でございます。近年の生徒を対象にしたアンケート調査は、平成27年7月に実施しました大和町第2次環境基本計画の策定に際して、町民意識調査で中学校2年生266人を対象に調査を実施しております。このアンケート調査では「あなたは今後とも大和町に住みたいと思いますか」の問いには、現在のところに住みたいの回答が約38%、町内の別のところに移りたいが約8%、町外に移りたいが約24%、よくわからないが約30%の結果となっております。住まいの周辺環境に対しては、住みやすいと感じているが約82%、快適に感じているが約77%と多くの生徒が住みやすく快適に感じていると回答していますので、多くの生徒は居住環境のよさを町のよいところと考えていると思います。また、平成27年7月に実施いたしました大和町人口ビジョン及び総合戦略の策定に際しまして、町民意向調査でも中学生471名を対象にアンケート調査を実施しております。このアンケート調査の設問で、大和町が暮らしやすく魅力あ

る町になるために必要だと思うことなどについて自由に意見を記載してもらいました。記載内容を見ますと、大型ショッピングモールをつくってほしい、レジャー施設をつくってほしい、交通が便利になるといいなど生活利便施設の充実を求める意見が多い結果となっていますが、町のよいところ、悪いところを把握する目的の特別の調査は行っておらないところでございます。

次に、児童・生徒の観点からの町の観光のあり方を聞く機会を設けるべきではないかのご質問でございます。観光に限定したものではありませんけれども、教育委員会では小学校4年生と中学校2年生を対象に、夢と希望と志を語る会を開催しております。この意見発表の中で、観光につながる意見発表もあります。発表例をご紹介しますと、私の夢と希望と題した発表では、島田飴まつりの飴づくりを体験しまつりに参加したこと、町の伝統行事を守り、町外からもたくさんの方が来るきっかけをつくり、まつりを通して町を発展させる意見や、僕たちの故郷吉田と題しての発表では、ふるさとのよいところをたくさんの人に知ってもらうために楽しい体験活動を計画する内容で、七ツ森の山に展望台をつくって山頂から景色を眺められるようにする、吉田川では川下りをしたり、紅葉などを見たりするツアーを計画する発表内容でした。このように、夢と希望と志を語る会では児童・生徒の考えや意見もさまざまでありますことから、参考にしてまいりたいと思っております。

以上です。

議長 (馬場久雄君)

千坂裕春君。

8番 (千坂裕春君)

ただいま、町長から答弁がありましたけれども、この一般質問させていただく理由でございますが、よく学校で勉強した科目が社会に出てから余り役立たないという議論されているところで、せっかく社会科というものを学んだその中で、地理、歴史、あります、または語学も学んでおる、そういった中でこういったものに役立てるかということ考えた場合、やはり観光というのは総合的な知識が必要、または地域理解が必要という旨で、今の町の観光ビジネスにこういったものを役立てるべきではないかという考えのもとでやらさせていただきました。それと同時に、地方創生というのが叫ばれておりますが、やはりこれが持続可能な事業になるためには次世代である若者の考え方を多く取り入れるべきではないかという観点からさせていただきますし

たので、こういった趣旨のもとでやったってということでお伝えするところで議論を深めてまいりたいと思います。

今、町長の答弁の中に、小学校3年生、4年生で副読本を活用した学習があるという答弁がありました。では、ほかの学年ではどのような取り組みをされているのか、答弁をお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

学校の授業の中でということですので、私ちょっと専門ではございません。教育長のほうから答えてまいりたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

おはようございます。

それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

社会科につきましては、おおむね1年生は生活科という教科にかわっておりまして、現在では社会科という名称はございません。3年生、4年生につきましては、ただいま紹介あったような地域を中心にした学習になります。5年生になりますと国土の様子、つまり国を考える対象とした内容に発展してまいります。そして、6年生になりますと、今度は国家社会の発展に大きな働きをした先人の業績や優れた文化遺産というふうなことで、国家形成と歴史・文化などを深めることに発展してまいります。以上が小学校における内容となりますが、中学校では歴史・政治・経済・公民という分野になります。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

千坂裕春君。



8 番 (千坂裕春君)

やはり、小さいときから継続的に自分が生まれ育った町はどういったものかというものを考える必要があります。世界の中での日本、日本の中での大和町はどういう位置づけにあるかという観点から、低学年から中学校を卒業するまでの間に計画的な、町を誇りに思う児童・生徒を育む努力とまちづくりが一体できるような場面を創出できたら素晴らしいんじゃないかというような提案をさせていただいておりますが、その中で2件ほどアンケートを行っておるわけですが、このアンケートの最終的な目的はどこに置かれてこのアンケートをされたのか。一応タイトルを見ますと予想はできますが、それを実際に生かせる機会はございましたか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

アンケート調査につきましても先ほど申しましたとおり、それぞれいろいろな計画のいろいろな資料といますか、そういったものの資料として集めたところです。したがって、その計画の中にそういった考え方を埋め込むといますか、組み込んで、あるいはそういった将来的なものの中の構想の中に組み込むというかそういった形でやっておるところでございます。そうなったかということ、今、それは現在進行形ということでございますので、そういった中でそういう希望に沿うようなといますか、みんなが思うようないいまちづくりをしていこうということで、現在やっている中でございます。

議 長 (馬場久雄君)

千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

ただいまの町長の答弁で理解させていただきました。

それと同時に、教育委員会のほうで開催しております夢と希望と志を語る会で、島田館の件でこういったまつりをこういうふうにしたいという児童の方、または吉田の七ツ森の展望台をつくったり、吉田川の川下りをするとかそういった案が出ていたものですね、実際的にやろうとした場合、課題とかそういったものというのを考える機

会というのはございましたか。聞くだけじゃなくて、実際行動に移すという観点からお尋ねいたします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

この夢と希望と志を語る会、ここ何年かやっております。子供さんたちがそれぞれの学校の代表の方々がグループであるいは個人で自分の思いといいますかそういったものを語ってもらう、そして講演をいいますか、ご存じタナカさんに2回ほど来てもらって、そういった方々のお話も聞きながらということをやっております。これ、その段階での生徒たちが考えていることということですので、いろいろな考えがあって、いろいろな観点から見るといいますかね。テーマがこう決まっているわけではなくて、自分が夢と希望と志ですから、このテーマということではなくてさまざま出てきますので、一概に一つの目標に向かって町でこうということにはならないと思いますけれども、先ほど言いました例えば島田飴まつり、あれは町の歴史であり文化であり、現在も多くの方々がやっているものについて、そのよさを子供さんたちがしっかり継承しているといえますかね。その歴史的意義も感じとってやっていっているということですので、今後町としても、神社との関係はちょっと話した中で、しっかりやっていかなければいけないと思いますし、吉田の魅力を語るといったのも、川下りというのは非常に面白いとは思いますが。どうやってやるかなという課題はありますけれども。あと、七ツ森に展望台というのも、今、薬師がけとかある中で、薬師があるわけですから、そういった発想もなかなかおもしろいなと思っておりますが。それを具体的にこうやるというところまでまだ行っていませんけれども、そういった違った観点、視点といえますか、子供の発想といえますかね、こういったものは大事にしていきたいと考えております。

議 長 (馬場久雄君)

千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

やはり、この夢と希望と志を語る会というのは、目的が違うことかと思えます。し

かし、子供ならではの観点、先ほど町長もお話しされたとおりですね、すごく貴重だと思います。やはり、表現悪いんですけども、大人の事情だとなかなか言えないことも子供の観点からは素直に物事言えるというの、今後町づくりに活かしていくべきだと思います。せっかくアンケートもとっています。こういったものを活かして、素晴らしいまちづくりに邁進していただきたいと私は感じております。

これで、1件目の一般質問を終わらせていただきます。

2件目。生き抜く力の育て方について。

学校教育というと、第一に教科学習による学力向上を思い描く方が近年特に多くなり、教育基本法が目指す教育の目的の「教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身共に健康な国民の育成を期して行わなければならない」の達成には至っていないと思われる。概して言えば、教育は人生を生き抜く力を身につけるすべと考える。児童・生徒に心の免疫力や抵抗力をつけ、人生の荒波に負けない力を備える術である。では、どのようにこの力を身につけることができるか。自己肯定感を養うこと、愛されていることを自覚させることが必要と考える。マザー・テレサは、誰からも必要とされないという貧しさは、一切れのパンの飢えよりひどく貧しいと言わなければならない、また、イエスは、人はパンだけで生きるものではないと述べた。さらに、格言に子供は10褒めて1叱るという教えがあるが、①「見つめる目」「見つける目」「見守る目」の観点で、児童生徒の教育が実践されているのか。②家庭教育の参考として広報しているのか。③現在実施されていないければ、取り入れるべきではないのか。

議長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。教育長上野忠弘君。

教育長 （上野忠弘君）

それでは、生き抜く力の育て方についてのご質問にお答えをいたします。

平成18年12月に、改正教育基本法が公布施行され、平成25年6月に文部科学省から第2期教育振興基本計画が策定され公表されました。この計画は3つの理念、創造・自立・協働をもとに4つの基本的方向性と8つの成果目標、30の基本施策が設定されました。特に、国の教育振興基本計画の4つの基本的方向性の1番目に社会を生き抜く力の養成が設定されております。議員ご指摘のとおり、児童・生徒が多様で変化の激しい社会の中で人生を生き抜く力を身につけることの重要性が国の教育施策にもな

っております。

初めに、「見つめる目」「見つける目」「見守る目」の観点で、児童・生徒の教育が実践されているのかについてでございますが、各学校において普段の事業や学校行事、部活動などさまざまな教育活動の中で、子供たちの可能性を探り、個性を引き出し、生きる力の醸成に努めているところです。全ての教育活動には目的や目標があり、それを評価する観点が必ず設定されております。自己肯定感や自己有用感を図るための教育活動も数多く展開されております。また、宮城県教育委員会からの学力向上に向けた提言でも、子供の声に耳を傾ける、子供を褒めること、認めることなど授業づくりの視点が示されており、子供たちの学習意欲や自己肯定感を育成するための授業実践に取り組んでおります。愛情を持って子供たちを見つめる、見つめることにより子供たちのよさや不安に気づく、そして気づいたことにより子供たちをしっかりと見守ることができる。議員ご指摘の「見つめる目」「見つける目」「見守る目」とは、子供に接する大人にとって必要な視点であると思います。国立青少年教育振興機構が最近公表した褒められた経験と自分が好きだという自尊心の関係性については、小学4年生で42.9%と28.3%。小学6年生で37.7%と21.5%。中学2年生で24.0%と9.6%。高校2年生で18.4%と7.7%。学年が上がるにつれて褒められる経験が減少し、自尊心も低くなっていく傾向があります。このことから、叱るより褒めよ、叱る前に褒めよを学校、家庭で実践していくことが重要であると考えられます。

続きまして、家庭教育の参考として広報しているのかについてですが、学校ではホームページの活用、PTA総会や学級懇談会、学校からの各種お便りを通じて子供たちの様子を知らせるとともに、学校課題や保護者と共有すべき取り組みなど、子供たちの健全な成長を図るための広報を行っております。マザー・テレサは愛の反対語は無関心という言葉を使っています。これまでも子供たちへのかかわり方について、広報してきていますが、これからも生き抜く力を育てるさまざまな情報を発信していきたいと思っております。

議長（馬場久雄君）

千坂裕春君。

8番（千坂裕春君）

ただいま、教育長のほうから答弁ありましたが、この一般質問にする理由ですが、皆さんご存じのように日本の若者はちょっと自信がない、自分に魅力がないと感じて

いる子が多いということで叫ばれております。その調査の中で、これは高校2年生だと思えますけれども、自分はだめな人間だと思うまたは比較的だめな人間だと思うというのに対して、アメリカですと59%がそういったものに該当する、中国に至っては32%、韓国では39%、日本では驚くことに84%の人間が自分はだめな人間だ、またはどちらかというのだめな人間だということで、どうしてこんなに自分に対して誇りを持ってないのか、自信を持ってないのか、すごく疑問に思ったところで、これは学校教育に何かしらの問題というか、そういったものが生まれているんじゃないかという観点でお尋ねしたところでした。

そういった中で、教育長のただいまの答弁の中に、自己肯定感や自己有用感を図るための教育活動を多数展開しておりますということでしたが、具体的に数件ご紹介いただければと思うんですが。

議 長 （馬場久雄君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

お答えします。

学校教育、1年間継続して行うわけですがけれども、小学校であれば生活があります。学習があります。学校行事があります。あるいは友達とのいさかい等の生活指導もございます。中学校に行けばそれに加えて部活動があります。あるいは校外学習としては遠く東京方面にも足を向ける活動があります。そのようなあらゆる場を通じながら子供たちのやはりよさを認める活動を教員は常に意識しながらやっています。そしてその活動の次を目指しているのが学校現場の先生方の取り組みですので、日常的に肯定感なり自尊心を育てるということが行われております。

議 長 （馬場久雄君）

千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

ただいまの教育長の答弁で理解させていただきました。

子供の教育には、10褒めて1叱るということで、なかなか褒める観点を見つけるのは大変だということを耳にするんですが、最近私が読んだ本の中にこういった褒め方

があるので紹介だけさせていただきます。でんでん虫拍手と初めて拍手というのがあるらしいんですけども、ちょっとおもしろいネーミングなんですけど、このでんでん虫拍手というのは、例えば、ナメクジだと気持ち悪い、怖いという観点で見えてしまうんですけど、それに殻をつけてやるとカタツムリになってかわいらしいと、愛くるしいとか、そういった観点に見られる。ですから、おまけしてあげてもいいんだよ、褒めるのに何も直接そのものが該当するものだけが褒めることじゃないんだと、そういった必要に応じておまけも必要なんだっていうような観点の褒め方。初めて拍手っていうのは、何か取り組んだ初めての体験を成功したまたはできたというときに褒めてやるというような褒め方らしいです。ただし、これに偏重してしまうと先ほど教育長のほうから答弁あったように年齢の若い子たちは褒める機会があるけれども、だんだん成長とともに褒める機会がなくなる、またはコミュニケーションがなくなるというところでは結構工夫が必要かなと考えておりますが、教育長のほうではこういったでんでん虫拍手とか初めて拍手というのは学校の中で、教育の中で聞いてことというのございましたでしょうか。

議長 （馬場久雄君）

教育長上野忠弘君。

教育長 （上野忠弘君）

でんでん虫拍手とか初めて拍手というのは、形は違ったものがありますがネーミングそのものは初めて聞きました。ただ、子供たちが日常使う言葉の中で、相手が傷つけないようなふわふわ言葉という、余りきつく言わないでふわふわと言うというですね、そんな言葉を工夫しながら各学校では取り組んでいると伺っております。

議長 （馬場久雄君）

千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

了解しました。

やはり、教育というのは、教科の学力をつける、これは教育基本法で言う確かな学力のほうになるかと思えますけれど、そのほかにやっぱりたくましい心をつくるとか、人を思いやる気持ちを持った人間になる力、こういったものを総合して生きる力とい

うことで教育基本法では書いてありますが、その中でもやはり学力偏重に、またはスポーツをやって勝つというものにこだわりがあり過ぎて、本来の教育の目的である人生を生き抜く力というものが見失われているという、私の考えでこの質問をさせていただいたんですけれども、教育長の答弁の中にさまざまな取り組みがあるということを知り、決してそういう学校教育ではないということを理解させていただきましたので、今後ともさらにそういった観点で学校教育をしていただきたいと思いますと感じております。

これで2件目の一般質問を終わらせていただきます。

議長（馬場久雄君）

千坂議員、ここで暫時休憩したいと思いますので。（「はい」の声あり）

3要旨目に入る前に、ここで暫時休憩します。

休憩の時間は10分間といたします。

午前10時58分 休憩

午前11時09分 再開

議長（馬場久雄君）

休憩前に引き続き一般質問を行います。

8番千坂裕春君。

8番（千坂裕春君）

それでは、3件目の一般質問に入ります。

行政区長の災害状況報告について。

大和町地域防災計画の地震災害対策編の第3章第1節第5災害情報の収集、風水害等災害対策編の第3章第2節第2災害情報収集にそれぞれ行政区長の地域内の被害状況の把握と調査班、消防団または本部情報班に伝達の義務を課している。以下の3点をお伺いします。

- 1) 調査時に作業着を初めとした安全確保のためのヘルメットなどの支給の現状は。
- 2) 定型の報告用紙はあるのか。
- 3) 上記2点の支給がされてなければ早急に準備すべきではないのか。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、行政区長の災害状況報告に関するご質問でございます。

大和町地域防災計画の地震災害対策編並びに風水害等災害対策編におけます災害情報の収集項目に、各区長は災害発生とともに地域内の被害状況を把握し、調査班、消防団または本部情報班に伝達と記載されており、また、自主防災組織は地域内の被災状況等を迅速かつ的確に収集し、被害を把握した都度、総務課に連絡するものとするに記載されております。災害状況確認は、住宅への被害、田畑の被害、崖崩れなどさまざまな状況が起こり得ますが、行政区長に調査をお願いするのは被害箇所の長さや幅などの規模の作業調査ではなくて、被害箇所数や人的被害の人数の把握調査をお願いするものでございまして、危険な箇所には近づかず、安全を優先に行っていただくことでお願いしております。ご質問のありました災害調査用の作業着、ヘルメットなどにつきましては、現在支給は行っていない状況でございますが、区長会の皆様、役員の方々等と協議してまいりたいと考えております。

次に、定型の報告用紙はあるのかのご質問でございます。

今までの災害時の被害状況報告は、各行政区長より電話または口頭にて報告された内容を記録し、関係部署にて処理しておりました。定型の報告用紙はありませんでしたが、今年度の大和町区長会総会においても調査報告用紙の作成要望、ご意見がございましたので、現在関係課と様式の協議を行って、災害時には報告書を提出してもらうように各行政区長に配布する準備を今進めておるところでございます。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)

千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

ただいまの町長の答弁の中に、危険な場所の確認じゃなくて被害箇所とか人的被害の把握だっということの理解、周知、各行政区長のほうにはできておるのでしょうか。



議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
区長には基本的に人的なものということでお願いしていると思いますが、区長によっては熱心な方が、例えば川の見に行ったり、そういったケースもないわけではないと思います。

議 長 (馬場久雄君)  
千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)  
ただいまの答弁で理解させていただきました。

そのほかに、配布を準備しているという答弁ありました、定型用紙ですね。やはりこの行政区長の災害時の報告に限らず、例えばいろいろな町には各種団体がございます。そういった団体に何かの報告とか、その他のお願いをしたときには、やはりお願いする方の定型の用紙とか、お願いするに当たっての準備すべきものというのを考えていただいてからのお願いするべきと感じておりますが、今後そういったものをしていただきたいと思うんですが、町長、どのようにお考えでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
団体に対するお願いということになりますと、共通の質問といいますか、そういうことになってくると思います。一部、この人にとかっていうのであればまた別だと思えますけれども。アンケートとは違いますけれども、そういった形で聞きたいことを共通に皆さんに聞くということになってくるとすれば、やっぱり定型のものがあって、その方がこちらまとめるのがいいとか、そういったこともあるというふうには考えます。どれほどそういったものがあるのか、ちょっと私、まだ確認していませんけれども、そういったものについてはそういった共通の課題についての質問とかについては、そういうものがあつたほうがいいなと私も感じます。

議 長 （馬場久雄君）  
千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

やはり、こういった報告の場合は特にそうなんです、何を報告したらいいかという具体的なものもわからない、わからないっていったらいいけれども、それぞれ考え方が違う中で、やはりこういった観点からこれを見るんだっていう観点でお願いして、そうすることによって先ほども言ったように、町長も言ったように、情報が収集しやすいまたはその情報が精度が上がるというような利点もありますので、今後そういった機会には町で定型用紙を必ず渡すような工夫をされるべきと考えております。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

議 長 （馬場久雄君）

以上で、千坂裕春君の一般質問を終わります。

次に、3番犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

今回の一般質問は、大和町が抱えている深刻な状況の待機児童問題と、また町民の大事な財産を食い荒らしているイノシシ被害についてと、また学校の先生方の働き改革について質問をさせていただきます。町長を初め、町当局の皆様の誠意あるご答弁をよろしくお願い申し上げます。

初めに、待機児童問題についての質問でございます。

少子化問題が叫ばれる中で、少子化を加速させる要因にもなりかねない待機児童問題は町としても大きな問題として向かい合っていかなければならないと思います。その上で、以下の3点について町長の考えを伺います。

1) 待機児童の課題をどのように考えているのか。また、急増していることについてどのように分析をされているのか。

2) 保育所を増設すべきと考えますが、待機児童対策をどのように考えているのかお聞きいたします。

3) 新規参入の相談はあるのか。ある場合はどのように考えその課題について伺います。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、待機児童解消に関するご質問でございました。

初めに、待機児童の課題につきましては、これまでも待機児童の問題は全国的にも大きな問題でございまして、本町におきましても重要な課題と認識しております。待機児童解消に向けて、認可保育所、保育園の新設、あるいは保育所の増設、及び事業所内保育所の新設とこれまでの取り組みについてご説明申し上げ、また、平成29年度におきましては、認可保育園の定数拡充及び認可外保育施設利用者補助事業の実施、小規模保育所の開設、さらに9月には企業主導型保育所が開設する予定となっております。待機児童の増加につきましては、女性が社会に進出し活躍する場がふえ、共働き世帯が多くなったことによる保育需要の増加や、仕事環境や生活環境が整っている都市部へ人口が集中していることも影響し、都市部を中心に待機児童数が増加となっているものと捉えております。本町におきましても、転入者などの増加によりまして人口が増加傾向にあることから、保育需要も増加しておりまして、保育園の新設などにより利用定員の増加を図っております。なお、待機児童対策に関しましては保育所の開設などによる利用定員の拡充を図り、待機児童の受け皿づくりが必要であるところのように考えております。町では、保育所開設につきましては補助金を活用しての新規参入の場合は公募で募集しております。新規参入の相談に関しましては、補助金を活用して認可保育所の新設運営を行いたい旨の相談がございました。この場合にどのように考え、その課題はどのこととありますけれども、保育所整備事業に対しての補助金交付事務手続の概要は次のとおりでございます。初めに、町で保育所整備事業の内容を決定した後に、事業者の公募を行います。次に、事業者の公募に応募をいただいた事業者につきまして、選考の上事業者を選定しているところでございます。そして、町と選定した業者で補助に関する事務手続を進め、開園に進むというような段取りといたしますか、そういった進め方でやっておるところでございます。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

3月議会でも先輩議員の皆様が待機児童の質問をされました。今、どこの自治体でも待機児童問題には全力で取り組んでおります。この最優先課題である待機児童問題で、3月議会より3カ月がたちましたが、町としてどのような努力をされたかお聞きいたします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

町の努力ということでございますけれども、申し上げましたとおり当初の中で、すぐには施設はできないものですから、建ち上がらないものですから、認可外保育所の補助といたしますか、それをやったところでございます。それから、事業所の保育、今ある企業で進めておるところでございますけれども、こちらと進めておりまして、これ、9月から実施予定になっております。ここには、その事業所だけではなくて、工業団地で働いている方々あるいは地域枠といたしますか、そういった事業所に関係ないというか、そういう一般の方々も入れてもらえるようなそういった形の考え方を取り入れてもらって、今その中で鋭意取り組んでもらっているところでございます。

議 長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

保育ニーズの高まりに政治はしっかりと応えていかなければいけないと思います。認可保育所に入れない待機児童の解消を目指す政府の新計画「子育て安心プラン」が6月2日に公表されました。待機児童問題を最優先課題と捉えており、保育の受け皿を整備し、待機児童の解消を目指すものでございます。新計画では、女性が25歳から44歳までの就業率が2016年では72.7%でしたが、2022年末に80%まで上がると想定をされております。また、野村総研のアンケートによりますと、就学前の子供を持つ保護者の7割は、希望どおりの保育サービスがあればもう1人子供を持つことに前向きになると回答しております。さらに、政府は新プランに必要な予算を確保し、意欲的な自治体を後押しする方針と言っております。この件について、町長のお考えをお聞

きいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

待機児童対策というのは、先ほども申しましたとおり待ってられないような喫緊の課題でございます。したがって、できること、やれることを進めていくということでございます。新設保育所ということにつきましても、それは当然考えていかなければいけないわけでございますけれども、補助事業でございますので、やりたければ誰でもいいというわけにはいかないんです。やっぱり責任を持った企業さんといいますか、保育士さんに、我々はお願いをしなきゃないですし、子供さんを預かるためにはそういった組織がしっかりしているところとか、そういったものの選別というか選択といいますか、そういったことは必要だと思っております。したがって公募ということをするわけです。いろいろな方々、やりたいということもありますけれども、小規模であればそれはできるわけですが、大規模、普通の認可になりますと、どうしてもそういった補助事業になってまいりますので、補助事業ということにつきましては、責任ない人がいるわけではないんですけれども、より責任のあるところと一緒にやっていくというのが当然考えなければいけないので、そういったことも考え、国のほうでも待機児童をゼロにするということで、ちょっと目標が先に延びてしまったことがあったわけですが、またそれを進めていくという考え方、このことは大切なことだと思っておりますし、我々もしっかりやっていかなければいけないと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

今のご答弁で、認可外保育所の利用者補助事業の実施と、あと小規模保育園、また企業所内保育園を開園するというお話がありましたが、9月に企業内の保育所開園するというお話がありましたが、これを実施すれば待機児童問題が解消されるという見込みはありますか。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
先ほどのお話の認可外保育所の援助とかはもうスタートしているということですので、まだ始まってない、企業型主導のやつが9月ということで、それ以外のはもう進んでいるということですのでございますので、そこをご理解いただきたいと思います。それから、企業型保育所でございますけれども、これにつきましては、それで全て解消するという状況にはまだならないと思っております。したがって、次の手立ても一生懸命考えていかなければいけない状況であると思っております。

議 長 (馬場久雄君)  
犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)  
次の、2つ目の保育所を増設すべきと考えるのがの質問に移らせていただきます。  
昨年の待機児童プラスことしの待機児童だとしたら、保育所をつくるしかないのではないのでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
先ほどもお答えしたのですけれども、そういうことも鑑みながら今やっているということですのでございます。企業主導型の保育所だけではまだ十分ではないという部分も出てくる可能性もありますし、常に動いておりますので、その辺は見越してやらなければいけなと思っております。

議 長 (馬場久雄君)  
犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

そうであれば、整備地を検討すべきではないでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

庁舎内ではいろいろそういったことも考えております。

議 長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

もう一度お聞きします。どのように具体的にお考えのことをお聞きいたします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

保育所をつくるに当たりましては、土地が必要です。それからそれなりのインフラが必要です。それから場所には、どこのエリアで必要か、そういったことも考えていかなければいけません。交通の便、勤め先の問題、そういったこともさまざま検討してその中で一番必要なものがどのエリアに必要で、そこにそういった土地があるかどうか、そういったことも考えいくということです。

議 長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

吉岡と杜の丘の待機児童が多いと思われませんが、吉岡と杜の丘にはどれくらいの待機児童が今いらっしゃいますか。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。  
ちょっとお待ちください。

町 長 (浅野 元君)  
失礼しました。これは動いていますので、これで確定ということはないんですけれども、今吉岡のほうに50名ほど、もみじのほうに15名ぐらいですか、の人数がおります。

議 長 (馬場久雄君)  
犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)  
そうしたら、吉岡にもう1つ保育所を建ててはどうでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
そういったことも含めて考えております。

議 長 (馬場久雄君)  
犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)  
受け皿拡大の先進事例として、都市公園内保育所が上げられます。これは、国家戦略特区による規制緩和で国や自治体の都市公園内に保育所やこども園を設置するというものでございます。東京都の荒川区では、都立汐入公園内の認可保育所が4月1日にオープンいたしました。保育所内には公園に遊びに来た親子が休憩できる交流サロンや、屋上部分をゲートボール場にするなど、地域の催し物に使用できるよう整備して、一般開放できるスペースを設けたそうです。さらに、仙台市の青葉区中山でも、ニュースでもありましたが、また富谷市でも現在認定こども園を公園に建設中であり



ます。待機児童ゼロを目指して、積極的にどの自治体も今進めております。我が町も待機児童ゼロを目指して、受け皿拡大として保育の確保に取り組むべきであると思いますが、もう一度お聞きいたします。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
現在も取り組んでいるんですが、なかなか追いつかないという申しわけない状況にあるというふうには認識しております。伸び率といいますか、新しいのをつくっていると今までずっと申し上げてきました。その中で、まだ追いつかないという状況は、我々も認識しておりますので、大事な政策だっていうふうに思っておりますし、都市公園につくるという方法もいい方法の一つだと思います。

議 長 （馬場久雄君）  
犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）  
次の、3つ目の質問に移らせていただきます。  
新規参入の相談はあるのかということですが、今、入りたくて困っている人がたくさんいるのに、先ほどの答弁にありましたが、新規参入の相談に関しては補助金を活用して認可保育所の新設運営を行いたい旨の相談があったということでございますが、やはり建設してもらえるように、町からも積極的に働きかけるべきだと思いますが、ご所見をお伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
補助事業になりますので、そういった補助を受けるに当たって、それにふさわしいといいますか、しっかりしたところにやってもらうという考え方で町はこれまでもやってきています。

議 長 (馬場久雄君)  
犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)  
公設、民営なのか、また仮に民間で手出しをする人があるならば、歓迎をすべきだと思います。また、もし仮に、空き家対策で開園するとしましたらどこまで応援する覚悟があるのかお聞きいたします。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
民間でおやりになる部分については、我々、民間でといたしますか、そこについてはだめだとかっていうそういうことは全くないといいますか、状況でございます。それから、民間の場所を借りてやるということになりますと、これ小規模住宅、小規模のあれになってくるんでしょうかね、施設の、設備的にですね。そういうことになってくると思いますので、どこまで覚悟というかそういった制度的にまだ考えておりませんので。今、新しい店舗についての補助とかそういうのもありますが、そういうものが応用できるのかどうか、その辺ちょっと研究してみなければと思っておりますけれども。今、覚悟と言われましても、何ぼというもなかなかすぐに出てこないもので、できることがあれば応援はしたいと思っておりますけれども、それがどういうことなのかということ、またその方がどういう考えで進めていくのか、そういったことを十分精査をしてやらなければいけない事業だと思っております。

議 長 (馬場久雄君)  
犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)  
できることは応援したいという力強い答弁をいただきましたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

きょうの、我が党の機関誌に、手前みそではございますが、待機児童対策の記事が載っております。東京都の豊島区は、5月24日に待機児童が4月1日時点でゼロに

なると発表しました。3年間で豊島区では定員を2,028人ふやして、来年度に向けて認可保育所を最低でも13カ所新設する方針を発表いたしました。空き家・空き室を活用したスマート保育所、小規模保育所の都内第1号と豊島区では区内に設置をしたそうであります。また、待機児童問題の背景の一つに、保育士を十分に確保できないことが上げられると思います。保育士不足の理由として、平均賃金の低さが今指摘をされております。全職種の平均賃金は月33万3,000円ですが、保育士は月21万9,000円と大きく下回っております。そこで、今年度の予算に政府では保育士給与の約2%、月額約6,000円引き上げることが新プランに発表を、6,000円が盛り込まれました。さらに、中堅、若手向けの役職を新設し、研修の終了などを条件に勤続年数がおおむね7年以上の職員には月額4万円、また3年以上の職員には月額5,000円を上乗せするという発表をされました。また、東京都はさらに今年度予算でこれに上乗せを、1人当たり2万3,000円相当の保育士に対する独自の賃金補助にさらに2万1,000円も上乗せしたということで、待機児童の早急な受け皿づくりと、また大和町におきましても保育士の待遇改善も含めて全力を挙げて待機児童解消に向けて取り組んでいただけるよう期待しますが、もう一度保育士の待遇改善に関しましても答弁をお願いします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

待遇改善ということでございますけれども、これその地区地区で、東京でやっておられるとかそういったことになるかとまたほかでいなくなったりなっちゃうんですね。難しいんですね。だから、国として全体を上げるような形にしないと、こちらで上げて、そうするとこっちでまた上げると、イタチごっこといいますか、本来きちっと国が、国のせいにするわけではないんですけれども、そういったものをきちっとやるという考え方をまず整理していくというのが大切なんではないかと思っております。それから、小規模ってあるんですけれども、小規模の場合は2歳とかまでなんです。それ以降の受け皿っていうものをきちっとしないと、責任ある受け方とはなかなか言えないところがあるんです。ですから、そういったことも考えながら進めていくということなので、大変大事なことだとおっしゃる、その通りだと思うんですけれども、そういった課題が結構あるということでございますので、そうは言いながら大事なことです。一生懸命取り組んでまいりたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)  
犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)  
次の質問に移らせていただきます。

2件目の質問は、部活動指導員制度についてをお伺いいたします。中学や高校の部活動に地域の文化・スポーツ指導者らが学校職員として積極的にかかわれるようになりました。我が町の取り組みについて伺います。

1) 教員の勤務実態調査結果について、過労死ラインとされる週20時間以上、月に換算すれば80時間以上の残業を行っている教員は何人いるのか。

2) 部活動指導員についての人材確保は。

3) 生徒へのメリットは、をお伺いいたします。

議 長 (馬場久雄君)  
答弁を求めます。教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)  
それでは、犬飼議員のご質問にお答えします。

初めに、教員勤務実態調査結果について、過労死ラインとされる週20時間以上の残業を行っている教員についてのご質問にお答えをいたします。

文部科学省は、4月28日、平成28年度教員勤務実態調査結果速報値を公表しています。この調査は、小中学校各400校に勤務する教員を対象に、連続7日間の勤務状況などを調査したもので、速報値では学校内勤務時間は10年前よりふえ、週60時間以上の教員が小学校で33.5%、中学校で57.7%に上っています。公立学校教職員の勤務時間は、週38時間45分と規定されておりますので、これらの教員は週20時間以上の時間外労働となり、このまま1カ月働き続けるとおおむね月80時間超が目安の過労死ラインを上回る恐れがあります。平成28年度の大和町立小中学校の在校時間調査では、1カ月の時間外勤務が80時間を超えた教員は、小学校が6名、5%。中学校が10名、18%となっております。

次に、部活動指導員の人材確保についてのご質問にお答えします。学校教育法施行規則の一部を改正する省令が平成29年3月14日に公布され、平成29年4月1日から施行されました。今回の改正では、学校におけるスポーツ・文化・科学等に関する教育

活動に係る技術的な指導に従事する部活動指導員について、その名称及び職務等が明らかにされ、学校における部活動の指導体制の充実が図られました。また、部活動指導員の職務など、指導に当たっての詳細な留意事項も明記されました。以上のことも踏まえ、部活動指導員の人材確保については、各学校において部活動の現状に合わせた指導者をお願いしていくこととしております。今年度は、宮城県教育庁スポーツ健康課で行っている運動部活動外部指導者派遣事業を活用して、4名の指導者を登録しております。また、地域のスポーツ団体に所属している方や、専門的な指導ができる方に支援をお願いすることで人材確保に努めているところです。

次に、生徒へのメリットについてのご質問にお答えします。地域でスポーツや文化活動を行う外部人材が中学校の部活動などで実技を教えられることは、部活動の指導体制の充実が図られるとともに、生徒の技術向上に資するものです。しかし、外部コーチの指導については、教員との連携等課題もありますので、学校の状況を今後も把握していきたいと思っております。町としては、平成27年度から学校に対して勤務時間の見直しを指示し、特に部活動については、週1回程度の休養日を設定するよう校長会議で話し、効果を上げております。今後も引き続き公務改善に努めていきたいと思っております。

議長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3番 (犬飼克子君)

1つ目の、実態調査についての質問なんですが、答弁にもありましたように文部科学省が公表した公立小中学校の勤務実態調査によりますと、過労死ラインを超えて働いている、月80時間残業で働いている教員が中学校で57.7%いて、大和町内の中学校では10名で18%ということで、全国平均よりも下回っているとはいうものの、やはり配慮すべきではないかと考えております。授業だけではなくて、生活指導や書類作成など、業務が多岐に渡るからだと思っております。とりわけ練習試合や大会出場で土日を費やすことになる部活動の先生の負担は本当に大きなものであると思っております。中学校教員の土日の部活動の担当時間は10年前の2倍に膨れ上がっているとも言われております。深刻化するこの教員の長時間勤務の改善について、どのようにお考えかお聞きいたします。

議 長 （馬場久雄君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

ただいまの質問にお答えをいたします。議員おっしゃるとおり、やはり先生方、本分は生徒あるいは児童としっかり向き合って、そして寄り添いながら指導するということが大事です。部活動だけが本職ではないわけですね。ただ、部活動することの意義も大変あります。部活動と日常的な指導の両面から子供たちの支援に生かすことで、教育効果が大きく上がるものだと考えております。ただ、町でも先ほど申しましたとおり週1日程度、今、国のほうでは2日というふうな、週2日程度の休養をといる、これは1年間を通しての平均なんですけど、という動きもあります。やはり町でも昨年からは先生方の負担軽減ということで、昨年は18名ぐらいでしたか、いたんです。それが10名に減ってきました。これからも公務軽減に努めるように学校のほうには話をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

多くの教員が、過重労働に陥っている今の現状であります。もはや個人の善意とまた努力だけではカバーし切れない状態であると思ひます。国でも国を上げて進めている働き改革では、学校でも急務であると思ひます。昨年の18名から10名に減ったということではありますが、部活動顧問の家族はこの理解を得ることが大変だと思ひます。うちの子供たちが教えていただいた、今大和町にはいない先生ではありますが、大変残念なことに、すごく優秀な成績をおさめていただいた顧問の先生ではありますけど、残念なことに家庭崩壊をしてしまいました。このことについてどのようにお考えになりますか。

議 長 （馬場久雄君）

教育長上野忠弘君。

教育長（上野忠弘君）

そのことについては、答えること難しいんですけども、やはり家庭を大事にしながらか職務に専念するという事は大事なことです、家庭を振り返りながら職務に専念する、そのことを話していきたいと思ひます。

議長（馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3番（犬飼克子君）

2点目の部活動指導員についての人材確保はに移ります。

外部人材の活用は、実際に成果を上げております。先進事例を申し上げますと、岡山県では2016年度に運動部活支援員として県内の46校に派遣をしたさうであります。昨年12月の調査では、支援員がいる部活動の顧問を務める教員の役94%が負担が軽くなつたと感じてると答えているさうですが、この件に関してはどのようにお考えでしょうか。

議長（馬場久雄君）

教育長上野忠弘君。

教育長（上野忠弘君）

ただいま岡山県の例がありましたけれども、大和町でも先ほど答弁の中で申し上げましたけれども、県の派遣事業を活用しております。これは、県のほうで責任を持って研修会等を組んで、正しく指導ができるような形で派遣をしてもらっております。1校当たり4名の派遣が可能なんです。現在、大和中学校で3名、宮床中学校で1名の要望を出してござりまして、現状では間に合っているというふうな判断でござりますので、今後も県の派遣事業を中心に考えていきたいと思っております。

議長（馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3番（犬飼克子君）

人材確保については理解をいたしました。

3番目に、生徒へのメリットはという質問なんですが、より高度な技術指導が受けられる点がメリットだと思います。顧問を務める教員の中には競技が未経験の先生もいるだけに、指導員による競技力の向上も期待されると思います。実は、我が家の4人の子供のうちの下の子供2人が外部からの指導者の方に教えていただきました。顧問の先生は未経験でしたので、外部指導者の方に教えていただいて、おかげさまで2人とも県大会に出場することができました。今は、社会人になりましたが、全力で部活動をしたことは生涯のよき思い出でありますし、また、社会人になっても少々のことではめげない精神力を身につけることができました。先ほど教育長の答弁にもありましたが、長時間勤務を放置すれば授業内容を工夫したり、またいじめの兆候を見つけたりする心の余裕まで奪われかねないと思います。教員の喜びは、子供たち一人一人と向き合って、成長を支えることにこそあるはずだと思います。教員の疲弊は、本人はもちろん子供たちにとっても不幸であると思います。この制度を大いに活用して、また大和町でも県の派遣事業も活用しているとございましたが、先生方の配慮をしていただき負担軽減につなげていただきたいと思いますが、ご所見をお伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

今、お話があったとおり、確かに先生方未経験で種目の指導をするということも多々あります。ただ、未経験だから指導ができないという場合もあれば、逆に未経験であったからこそよき指導者になった事例もありますので、その辺は学校のほうでいろいろと先生方、日常的に指導のあり方などを相談し合っていますので、まずは両面を考えながらというふうに行くのが一番なんだろうと思います。ただ、外部指導者の活用については、非常に有効性もあるんですが、答弁書の中に課題もというふうに書いておきました。やはり学校の先生の指導方針と外部指導者の指導方針が食い違くと子供たちが混乱をして、強いては生徒指導上の課題にまで発展することがあります。その辺で慎重にしていくということが大事です。今、国で外部指導者の改正を行って法制化しましたけれども、いろいろな調査見ていると、先生方が一番大事にするのが技術指導、技量ですね。2番目が安全確保なんですね。外部指導者のほうのアンケートを見ると、一番目は同様なんですが、安全確保が5番目に来ているんですね。そういう意識で、まず勝つということを優先するんでしょうかね。それで各自治体でも



問題になっている部分がありまして、国としても今回改正した法律の最終段のほうにガイドラインを今後作成をするという文言がありまして、一部あとは国会議員の中では国家資格にしてはどうかと、そして安心して任せられるという制度、仕組みをもう一度考えましょうという動きもありますので、町としては県で行っている派遣事業を核をしながらやっていこうと思っております。

議 長 （馬場久雄君）  
犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）  
理解いたしました。  
次に、イノシシの農作物への被害対策について質問したいと思います。

議 長 （馬場久雄君）  
午後にまたがると思うので、休憩にしますか。（「はい」の声あり）  
それでは、3点目は午後にしたいと思います。  
では、再開は午後1時といたします。

午前 11時57分 休 憩  
午後 1時00分 再 開

議 長 （馬場久雄君）  
休憩前に引き続き一般質問を行います。  
3番犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）  
午前に引き続き質問をさせていただきます。  
3件目のイノシシの農作物への被害についての質問をさせていただきます。  
町の基幹産業である農作物への被害がイノシシにより町全体に拡大してきています。丹精込めてつくった野菜や稲の耕作を諦めざるを得ない状況になってきているところもあります。農業の後継者不足に拍車をかけることになってしまっているイノシシの対策に町の考えを伺います。

1) 野生動物に地区の境はなく、隣の地区同士が連携したり、町として対策を検討する必要があるのではないのでしょうか。

2) 狩猟者への謝礼金制度についての考えをお伺いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、ただいまイノシシの農作物への被害対策でございますが、初めに平成28年度のイノシシの捕獲頭数は96頭でございます。前年度が46頭でございますので、2倍以上になっています。しかし、繁殖力の高いイノシシの個体数につきましては、年々増加しております、被害報告も多く、畑作物の食害、水稻の食害や倒伏被害、水田畦畔及び田面の掘り起こしなどその被害は増大しております。有害鳥獣対策につきましては、第一に農地や里山の除草を行うなど、適正な管理を行う環境整備対策、第2に侵入防止柵設置などによる防護対策、第3に狩猟捕獲・有害鳥獣捕獲などの捕獲対策がありまして、それらを組み合わせて実施することが有効といわれておりますが、町の対策といたしましては農家に対する防除助言や、被害対策研修会の開催、地区内の野生鳥獣に対し農作物等への被害対策と地区住民の生活安全の確保を図る目的として獣害対策協議会を設立した地区で地域ぐるみで実施する侵入防止柵設置への支援、狩猟者確保のための狩猟免許等取得者に対する補助、箱わな・くくりわな・囲いわなの補充等を実施しているところでございます。地域ぐるみによる侵入防止柵の設置につきましては、平成26年度に沢渡地区で11キロメートル、平成27年度に難波地区で12.5キロメートル、平成28年度には麓上、麓下、清水地区で17.3キロメートル実施しまして、延長で40.6キロメートル設置しておりますが、隣接地区と連携しながら設置している箇所もございます。侵入防止柵は、今年度、前河原地区と金取南地区の一部において設置を予定しておりますが、今後も隣接地区と連携しながら設置することが有効であると考えます。

また、捕獲対策といたしましては、平成28年4月に鳥獣被害対策実施隊を設置しまして、現在狩猟免許を有する36名の隊員による捕獲を行っておりまして、猟期内においても庭木の掘り起こしなどの被害による有害捕獲の実施に加えて、平成29年度から個体数調整に係る捕獲許可を宮城県から権限移譲を受けまして捕獲強化に努めております。

次に、狩猟者への謝礼金制度についての考えでございますけれども、現在イノシシを有害捕獲で獲得した場合、または個体数調整で捕獲した場合に1頭当たり1万円を捕獲報償費として有害鳥獣被害対策協議会から鳥獣被害対策実施隊に対して支給しております。そのほか、見回りやわな設置等に係る日当につきましても国の交付金、これは鳥獣被害防止総合対策交付金でございますが、こういったものを活用して協議会から支給しております。また、狩猟での捕獲については、県猟友会から1頭当たり5,000円が支給されておりますが、イノシシ捕獲対策の強化を図る上でも報酬や報償費や日当の支給につきましては今後も継続してまいりたいと思っております。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

捕獲数は、去年が96頭でその前が46頭で2倍になっているということで、やはりすごい被害の、毎日私の耳にもイノシシ被害の報告が入ります。何とかしてほしいという悲鳴が毎日聞こえています。私も猟友会の方にくくりわなを仕掛けているところを見させていただきました。イノシシは、学習能力があるのでわなに入らないようわなをよけて歩くというところも見ました。猟友会の皆様の日頃の粘り強いご努力に本当に感謝申し上げたいと思います。

さて、防災・減災から言えば、被害を最小限に食いとめることがいかにできるかだと思います。我が家の庭先にもイノシシがあらわれて、町場に向かう田んぼにもイノシシの足跡がありました。商店街に現れるのも本当に時間の問題だと思います。地区住民、地域主導は基本であると思いますが、今までにも増して大きく対策に乗り出し、小さい範囲だけではなくて町全体のことを考えて早急に対策を強化することが必要と考えますが、どのように考えられますか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

町全体をというお考えでございますが、町をひとくくりというのはなかなか難し

いんだと思います。今、被害がある地域、そうでない地域があつて、だんだん広がっているという現実があります。捕獲はしているんですけども、繁殖能力が大きいと先ほども申しましたけれども、そちらのほうがどうしてもまさってしまうということでございます。それで、今そういったことで、防止をしているわけですけども、防止をすればそこでないところに行くというイタチごっこ、イノシシでもイタチごっこになります。それで、このことについて、何と申しますか、特効薬と申しますか、こういったものはなかなか厳しい、これでなくなるということが非常に難しいんだというふうに思っています。防御という受け身の形になりますけれども、そういったもの、あるいはさっき申しました環境整備と申しますか、山と申しますかそういったところの、隠れる場所をなくすとか、そういった基本的なこと等を皆さんと力を合わせてやっていくということで対応していくということ、そういった対応が現状妥当だと思っております。これ、何と申しますかね、絶滅とかそういったものについてはなかなか南のほうでもそれができていない状況でして、非常に難しい問題だと思いますけれども、これはおっしゃるとおりあるエリアだけではなくて、そのエリアを越えた中で取り組んでいかなければいけない課題だと思っております。

議 長 （馬場久雄君）  
犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）  
やはりごみをあさられないようにとか、ごみは当日の朝に出すとか、ごみ出しのルールを守るようにするとか、あと登下校に襲われたという例もありますので、学校の生徒の登下校とかまた買い物とか散歩の人とか、早朝、夕方、夜など熊だけでなくイノシシに関しての注意喚起もすることも大事でないかなと思います。そうした上で、防災無線とか広報たいわも活用して、また、学校としてもお便りとかで熊だけでなくイノシシの注意をするようなそういう注意喚起もするべきでないかと思いますが、この点はいかがでしょう。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

イノシシの被害があったとかということではなくて、ふえているという状況ですので、そういった危険といえますかそういったことの注意を喚起するということは大切なことだと思っております。登下校あるいは農作業の途中とかですね、そういったこともありますので、そういった皆さんに今ふえている状況をお知らせをしながら、注意をするということ、これは大切なことだと思います。

議 長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

あと、侵入柵、さまざまところで取りつけておりますが、この侵入柵とあわせて電気柵も活用すればより軽減ができると思います。富谷市でも農作物被害が拡大傾向にあるために、4月以降の電気柵購入分を対象に費用の半額を最大5万円まで助成すると発表されておりました。また、大衡村でも20万円を上限に半額の10万円まで助成していると聞いております。我が町でも、対策を強化するためにこの電気柵の購入の助成を考えてはどうでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

こういったものの対策はいろいろな方法があるんだと思いますけれども、町で取り組んでいるのはエリアをとということで、議員お話しのとおり小さい部分ではなくて広くみんなでカバーしましょうという考え方で補助をいただきながら柵を囲っています。そういう状況で、エリアを広く見ようということで、今、そういう対策を基本としておりますので、町としては対策協議会をつくって、そしてみんなで全体を広げていくという取り組みをしているところでございます。

議 長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

侵入柵の、広くやるのも大事なんですけれども、どうしてもそうするとしていないところに来てしまうので、やはり侵入柵もしながら電気柵も両方やるのが大事ではないかと思いますが、もう一度この点いかがでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

いろいろな考え方があると思います。自分のところだけ守れば当然隣に行くという形になってきますので、そういう形でいえば少し広めに、広いエリアでやったほうが効果があるのではないかと考えますけれども。

議 長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

あと、捕獲して処理に困っているという声があります。ほかでは、捕獲した処理施設を、焼却の処理施設をつくっているところがありますが、処理施設をつくるという考えはないでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

今、処理施設については各地でかなりつくっております。この間も川崎でしたかね、ということで、あちらですと桁が千頭単位になっているようです。埋める場所もないとかですね。そういったことでそういった、あとは何といいますか焼却数ですかね、そういったもので追いつかなくなっていることがあります。そういったことで、そういうふうになってくればそういったものも考えなきゃない部分もあるのかもしれませんが、現在のところはそういった施設ではなく解体してもらってその手数料といたしますか、そういったものをお願いしながらやっているところでございまして、現

段階ではまだその解体の施設というところまでは至っていないところです。

議 長 （馬場久雄君）  
犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

2点目の、狩猟者への謝礼金制度についての考えについて質問をします。

これは、おおまか理解したんですが、なかなか後継者不足だということで、この狩猟者の、若手の方々にも資格を取得していただくよう広報活動にも力を入れてもらいたいんだという狩猟者の方々の声も伺ったんですが、資格を取ってもらうような広報活動にも力を入れて、人材育成にも取り組んでいただきたいと思います。先進事例なんですけど、福岡の添田町というところがあります。この添田町では、町の職員も資格を取って、猟友会だけではなかなか追いつかないということで、町の職員も隊員と一緒に捕獲に歩いて、資格を取って捕獲に歩いているというお話も聞きました。職員の皆様も大変な中対策に当たっていると思いますが、写真を撮ったりとか爆竹だけではなくて、できれば専門的な免許をとった人がアドバイスをしていただければ、そういう人材の配置もしていただければまた町民の皆様も的確な、完璧な柵って、先ほども町長も完璧なのはないけれども、少しでも被害を軽減することができるのではないかと思います。この点はいかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今、このイノシシなり熊なり鹿なり非常にふえているという、全国でいろいろな課題になっております。その中で、それぞれの地域で、それぞれの課題があって、いろいろな方策をとっておるところでございまして、いろいろな方法はあると思っております。地域の特性というのを考えながらやっていかなきゃいけないところもありますので、いろいろやっているとところのことを参考にしてですね、どういったことが一番大和町に合っているのか、こういうような今の状況に合っているのか、そういうことをいろいろ研究しながら進めていきたいと思っております。

議 長 (馬場久雄君)  
犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

新聞報道によりますと、5月30日の記者会見で富谷市長は、家の目の前で人がいるのに22頭が群れになって荒らしていったという例もあると話されておりました。このほか、富谷市では市として独自の取り組みの検討も始めたとありました。大和町は大和町のやり方があるというさきの答弁ではありましたが、さらに広域的に大衡村とか富谷市とも情報提供をしたり連携をとりながら、大和町の被害が軽減するような対策を講じていただけるようご期待を申し上げ質問を終わります。

議 長 (馬場久雄君)

以上で、犬飼克子さんの一般質問を終わります。  
次に、4番馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

それでは、通告に従いまして質問いたします。

伊達いわなの今後のPR方法についてお伺いをいたします。

本町では、3月22日に伊達いわな試食会が行われ、本格的に伊達いわな事業が始まったところでございます。今後の伊達いわな事業について以下の点を問います。

1) 町内で伊達いわな料理を提供している店の状況と、そこで伊達いわな料理を食べた人の評判を把握しているのか。

2) 伊達いわなのPRについて、宮城県と協議をされているのか。

3) 本町独自のさらなる伊達いわなPR戦略は考えているのか。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、伊達いわなの今後のPR方法についてでございます。

初めに、伊達いわな事業についてでございますが、宮城県内水面水産試験場で開発



されました全雌3倍体、全部が雌の3倍体というイワナであります伊達いわなの振興を図るために、平成28年度に宮城県の補助事業によりまして南川ダムの湖畔に加工施設を整備して4月から本格的に稼働し、伊達いわなの生産と出荷を行っている有限会社菅原におきまして、燻製や切り身などの加工を行っております。加工品は、首都圏や県内に出荷するほか、町内の飲食店にも市場価格より安価で提供しております。また、加工施設内の直売所におきまして、一般の消費者にも販売しております。町内では、常時伊達いわな料理を提供している飲食店が5店と、予約にて提供ができる店が5店ございまして、飲食店がおのこのジャンルで伊達いわなを調理し提供しております。料理を食べた人の評価については現段階では把握しておりませんが、3月22日にまほろばホールで開催しました伊達いわな試食会におきまして町内の飲食店8店が9種類の伊達いわな料理を提供し、試食した参加者からアンケートの結果では刺身がおいしく、淡泊な魚でどんな料理にでも合う、バリエーションが豊富で楽しめた、地域の産物と合わせ発信してほしいなどの意見や感想がありました。

次に、伊達いわなのPRについて宮城県と協議しているのかについてであります。仙台宮城観光キャンペーン推進協議会で作成しました今年度のガイドブック「仙台宮城伊達な旅夏キャンペーン2017」に大和町の伊達いわなを紹介しております。また、宮城県農林水産部水産業基盤整備課におきまして、今年度に伊達いわな独自のPR事業の委託を予定しておりまして、現在ホームページの作成等の内容を検討しており、6月ごろにプロポーザル方式により委託業者を選定することとしております。町といたしましては、伊達いわなを本町の特産品と位置づけまして、県と協議しながらPR事業の活用を努めてまいりたいと考えます。

次に、本町独自のさらなる伊達いわなPR戦略についてであります。町のホームページへの掲載や、花まつりやまほろば夏まつりなどのイベント会場での販売によるPRはもとより、今後はふるさと納税の返礼品として全国に発送することも踏まえ、大和町の伊達いわなとしてのブランド化に向けた情報発信等のあり方を研究しながらPRに努めてまいりたいと思っております。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）  
馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

それでは、再質問させていただきたいと思います。

まず、1点目なんですが、町長ご自身のご感想も今入っていたのかと思うんですけども、町長も試食会にいらっしゃって、どのようなご感想を持たれたのかと。要は大和町の特産品として、これはいけると思われたのかどうか。それから、お食べになられて、我々も試食したところでございますけれども、職員の皆さんへこういうのあるから食べてみろとか、この店を出しているから食べてみたらどうかとか、そういうご指示はあったのかどうか、その2点についてちょっとお伺いをしたいと思います。

議長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

まず、自分で食べた感想ということですが、私もあのとき試食会で食べました。議員さんたち皆さん食べていただいたとっておりますが、イワナの刺身ということ自体が非常に珍しいという言い方おかしいですけどもね、白身の魚で淡泊でうまいと思いました。あと、あるお店では刺身で出してもらっていますし、あとあるところでは寿司でも食べました。寿司屋さんでは、生きたままのものが水槽にいて、見ながらということもあって、ああいうPR方法もあるんだなと思いましたが、こちらのお店ではこの間行ったときは「ごめん、もう売り切れました」と言っていました。ですから、そういった意味では皆さんおいしく食べてもらっているのではないかとっております。

それで、職員に言っているかということですが、私から朝礼とかで言ったことはちょっとないんですが、この話題がこういった形で出てきておりますので、職員の方もその辺は思ってくれていると思っております。逆に私、町民の皆さんといろいろお話を聞く機会があるんですが、PRではなくこういうものもあるんですということですね、伊達いわなの話をさせてもらおうと、やっぱりあんまりわかってない人が多いんですね、そういうのがあるんですかということで興味持ってもらっていますし、この間、花まつりといいますか、あのときにもPRさせてもらいましたけれども、あそこでも生きたまま4,000円かな、買っていった人もいたということで、非常に評判はいいのかなと思っておるところでございます。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）  
馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

ただいまご答弁いただきました、私がお買わせていただいたのだと思うんですけども、花まつりのときにですね。仙台のおじのところへ持って行って食べていただいたんですけども。そのお知り合いの方から、これどこで売っているんだと、うちの店でもぜひ出したいというお話もいただいたところでした。やはり、なかなか今のところまだ浸透していない、町長今おっしゃったようにですね、なかなかまだあんまりメジャーじゃないのかなと。あれだけテレビで、随分ニュースでも各テレビ局報道されましたけれども、ネットの方も私興味あって見ているんですけども、若干落ちついてきた感がありまして、当時はかなりすごいことだというあれがあったんですけども、何か少し落ちついてきたのかなと。そして、職員にはご指示はなかったということですけども、やはり大和町の職員であれば、もちろんPRをしていただくのはもちろんのことだと私は思います。食べていただいて、口コミで職員もいろいろなところに出張に行かれたりしますから、うちの町にはこういう伊達いわなというのがあるんだと、それで例えば興味を持っていただければ、そこからやっぱり広がっていく、SNSも大事ですけども、口コミっていうのも非常に大事な手段だと思うんですけども、その辺について町長、もう一度ご答弁いただければと。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

職員にということですが、職員もそうだと思う、今議員から言ったから皆さんばつと……、多分いろいろやってくれるというふうに期待をしますけれども。議員さん方からもどうぞPRしていただきたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）  
馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

では、入りはここからということで、2点目の質問に入りたいと思います。

これは、この質問をさせていただいたのは、大和町産の伊達いわなとして、独自ブランドとして出していいんですよっていう確認をさせていただきたくて、この質問をさせていただきました。県内だと3カ所ぐらいですか、2カ所か3カ所ほかにもこの伊達いわなを養殖しているところがあると私伺ったんですけども、大和町の独自のというか、大和町産の伊達いわなというPRをして問題はないんですよ。

議長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

伊達いわなというのは、県で開発しましたので、内水面ですね、ですから大和町という、大和町だけではないのが現実です。栗原でしたか、あちらでもやっているんですが、あっちが言っているのは、向こうは伊達いわなの養殖に最初に成功したところだと聞いています。それで、そういったことで老舗といえば老舗なんだと思っておりますが、現在おっしゃるとおり3カ所ぐらいで今やっている、この技術を持ってですね。それぞれにつくっているというか養殖しているんですけども、実際的に大量に出荷できるのは大和町というふうに聞いております。それで、これは伊達いわなという、今回伊達いわなという名前がついたんですが、もっと前から実はありまして、築地とかには出荷されています、この養魚屋さんからですね、それでそれはある程度伊達いわなという宮城県のブランドとして売りましょうということで、今回伊達いわなという命名がなされて、ああいった加工場もできているということですので、本来であればひとめぼれはどこのひとめぼれだみたいなのがありますよね、昔ね、ああいうイメージがあるのかなと。ただ、出荷しているのが大和町から間違いなく出ているので、私は大和町の伊達いわなと言っております。これが県からオーケーと言われたのかというところとちょっと……、何とも、大和町の出荷の伊達いわなを大和町の伊達いわなということで、こちらから出荷する分についてはそういったイメージで、この間の試食会のときもそういうことでやりますって一応宣言はしちゃったんですけども。だめとも言われませんがいいとも言われてないんですね。それで、いずれ、地元養魚さんがやっておられるので、そこから出したものについては伊達いわな、それから、先ほども申しましたけれども、県でつくりましたリョウグウジョウという、

涼しい宮城と書いて涼宮城と読ませるんですが、の夏ということで、キャンペーンのパンフレットといいますか、これがございます。ここには、大和町として伊達いわなと、産地みたいに大和町として伊達いわなって出ておまして、そういった意味では一つ大和町の伊達いわなという、暗黙に認められているのかなという気もしております。栗原のとかついてないものですから。そういった面では、こういうのにも大和町の伊達いわなという紹介はされております。よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）  
馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

ちゃんと確認はとっていないということでしたが、これだけ認知されれば大和町の伊達いわなとしていろいろPRしていけるのかなと。私もほかのところに行くときは、大和町の伊達いわなだっっているものですから、ちょっと不安に思っていたところもありましてこの質問をさせていただいたところでございます。

では、3点目なんですけれども、先ほどご答弁いただいたところでは、ホームページ掲載、花まつり、夏まつりということで、ある程度これまでどおりのPR戦略のかなと。何かもう一歩進んで、多分息の長いPR戦略にはなるかと思うんですけれども、もう一歩進んだ戦略があってもいいのかなと思うんですけれども、その辺、お考えは何かございますか。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

PR戦略ということですが、なかなか難しいところがあると思います。伊達いわなというものがこういうものだという、いわゆる3倍体という大きなもので、見ればお買いになった方わかると思いますが、紫色の非常にきれいな魚であります。ちょっと養魚屋さんとかこれ町のどこかの水槽に入れてやったらという話、立ち話で話したんですけれども、そういうこともやってみたいねと。水槽が結構な値段したりするんです、その辺でちょっといろいろありますけれども、そういったものを例えばですよ、町のロビーにやるとかですね、あとは案内所にやるとかいうのがあったらPRになるのか

など。これは私の個人の勝手な思いです。ただそうなったときに、どこで食べられますかと多分なってくるので、そうなってきたときにこれはここで食べられますよというようなお店をもう少しふやしたらいいのかなというような思いもありますけれども、そういったのは商工会さんとかそういった方のご協力も必要だと思っています。これはあくまでも内部といいますか、市内の話になってしまうかもしれません。それから、ふるさと納税、先ほどもちょっとお話ししましたけれども、あれは全国銘柄といいますか、そういったPRに非常に有効なものにもなるのではないかと考えておまして、これに限らずですけれども伊達いわなに限らずですけれども、そういったものをあーいった納税の、ふるさと納税の返礼品にという方法もあるのではないかと思います。

議 長 （馬場久雄君）  
馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

今の町長のご答弁、すばらしいアイデアだと思うんですけども、ぜひ水槽とか、本当にできそうな感じがします。全然できないような、雲をつかむような話じゃなくて、本当に普通の水槽を置いて、あの姿を見るだけでも大分町の人たちそれから来町された方ですか、全然違うんじゃないかと思います。画面でみるのと本来のものを見るのって全然違うものなので、そしてその食べられる店ということでつないでいけば、明らかに動線ができていますから、今の町長のご答弁で十分なんですけれども、さらに我が大和町には宮城大という大学もございます。連携をして、例えばPR方法を少し競わせて何種類かその中から1個でも利用してやるとか、そういうのは可能ではありませんか。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

宮城大学とはそういった、これに限らずいろいろな形の連携というのはやってきていますし、いろいろなアイデアももらったり、あるいはまちづくりのコンテストといいますか、そういったこともやっていただいているところもありますので、PRといいますか伊達いわなに限らずそういった方法もあるのかもしれない。ただ、学校で

すから、こちらが委託してやるというだけの問題ではなくて、いろいろな研究テーマになるとか、そういったことの連携といますか、そういったことも常に合わせてやるということは必要なんだと思いますけれども。いずれあいつた学校を活用すると思いますか、そういったことについては非常にいろいろな意味で有効な方法だと思います。

議 長 (馬場久雄君)  
馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)  
了解いたしました。  
あと、もう1点なんですけれども、「殿、利息でござる」のときは、公社で人形とかバッジとかそういうのをつくられたと思うんですけれども、伊達いわなでもそういうのできないのかなと単純に思ってしまうんですけれども、いかがですかね。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
おもしろいアイデアだと思いますけれども。ただ、伊達いわなって80センチないと意味がないんで、ちっちゃい魚でどれだけ魅力があるか……。いろいろPRの方法と  
いうか、そういったPRの一つにするということはあると思う、シンボリックにですね、それができるかどうか、公社の社長さんとも相談してみないと……。いろいろなピンバッジとかですね、考えればあるのかもしれませんが。それだけ特徴のあるものとして、何かとセットといますか、タイアップしていかないとこれだけではというのものもあるかもしれませんけれどもね。いろいろ参考にさせてもらいたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)  
馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)  
今、議論させていただいたことをぜひ参考にさせていただきながら、いろいろな方法

がやはりあるのかなど。これまでのが悪いというのではありませんけれども、これまでのPR方法にさらに上乘せをしていただいて、せっかく来た、我が大和町に来た伊達いわなですから、これを大いに生かしていただいて、今後も大和町のPRに努めていただければと思うところでございます。

一件目は以上で終わりたいと思います。

それでは、2件目に、教育長のほうにご質問をさせていただきたいと思います。初めて教育長にご質問させていただきますので、緊張していますけれども、ひとつ真摯にお答えいただければと思うところでございます。

それでは、質問いたします。児童・生徒の登下校時の防犯についてお伺いをいたします。

本町では、年に数件ではございますが、不審者の出没や声かけの事案が発生しているところでございます。以下の3点についてお伺いをいたします。

- 1) 不審者の出没や声かけ事案発生時の対応はどのような体制で行っているのか。
- 2) 発生時に大和警察署、教育委員会、各学校、保護者との連携はとれているのか。
- 3) 不審者等の情報の保護者へのメール配信の推進や、防犯という意味から防災無線での放送を行うことはできないか。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

それでは、馬場議員のご質問にお答えしたいと思います。

初めに、不審者の出没や声かけ事案発生時の対応と、体制についてのご質問にお答えします。児童・生徒が学校の登下校中に知らない大人から声をかけられたりしたことが判明した場合には、保護者が学校へ連絡をし、学校から教育委員会へ連絡が入ります。教育委員会では、町内の小中学校全校へその内容を連絡し情報の共有を図り、各小中学校では保護者が登録しているメールアドレスへメールでその内容を連絡し、子供たちが犯罪被害に合わないよう注意喚起を図っております。また、内容や場所により、近隣の教育委員会や高等学校にも伝えております。しかし、子供は何が危険なのか十分に理解できないため、不審者からの声かけを危険と思わないことがあり、不審者から声をかけられても保護者へ知らせない場合もありますので、声かけ事案等



の情報が埋もれてしまわないように、毎日の出来事について家庭で話題にさせていただくよう学校便り等で伝えております。

次に、発生時の大和警察署、教育委員会、各学校、保護者との連携についてお答えをいたします。教育委員会、各小中学校、保護者との連携は、前のご質問でお答えしておりますが、大和警察署との連携につきましては、保護者または学校から警察署へ通報し、連携をとっております。声がけだけでは犯罪にならないものでも、事件に発展する恐れがありますので、常に警察署と連携し犯罪の危険から身を守る能力が低い子供を地域社会全体で守っていくことが必要だと考えております。

次に、不審者等の情報を防災無線での放送と、についてのご質問にお答えしたいと思います。防災無線は町内全域に一斉に周知を図るためには有効な手段だと考えております。しかし、児童・生徒の情報全てが確かな不審者等の情報と特定することが難しいこと、状況、人物、その他の周辺情報が正確さに欠けることもあり、現在は防災無線による町内全域への放送は行っておりませんが、危険性などの状況も含め、警察とも相談し判断してまいりたいと思います。今後も学校、保護者、大和警察署等の関係機関と教育委員会が連携して、児童・生徒の安全を守ってまいりたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

ちょっと、1点目、2点目が少しかぶるかと思うんですけども、例えば親御さんがそういう不審者、もしくは声がけ事例があったときに、教育委員会じゃなくて警察署に連絡をした場合、警察署から教育委員会へ連絡は来ますか。

議 長 (馬場久雄君)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

親御さんのほうから警察に行きますけれども、親御さんからは学校のほうにも連絡するように話してありますので、学校から委員会のほうに、時間的なロスはありますけれども、来ることになっております。

議 長 (馬場久雄君)  
馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

ということは、例えば親御さんが警察にだけ連絡をして、教育委員会、学校のほうに連絡し忘れたという場合は、その事案はもう警察のほうで終わりになっちゃうんですね。警察から教育委員会に直接連絡はこないという理解でよろしいんですよね。

議 長 (馬場久雄君)  
教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

内容によっては、来ない場合があると思います。それについては今後、再度確認しながらやってまいりたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)  
馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

今、なぜその質問をさせていただいたかというのと、やはりそういう事案ありました。昨年度ですかね、ある地区で女装した男性の方が車から降りてきてというのがあってですね、それは警察のほうにだけ連絡が行って、あとから学校のほうにも連絡が来て、それで注意メールが回ったというのがございました。できれば、警察に、今教育長おっしゃったように事案にもよるんでしょうけれども、警察に連絡、一報、まず多分、私も警察に連絡すると思います、まず最初は。そのときに、警察のほうから教育委員会にメールなり電話なりで一本で来るわけですから、その辺、今後もう少し協議をされる思いがあるのかどうかをお伺いいたします。

議 長 (馬場久雄君)  
教育長上野忠弘君。

教育長（上野忠弘君）

今、議員から話があったとおり、やはり予想されているルート以外のことと、それから情報が途切れてしまうということがありますので、この辺については担当課のほうで警察、学校などと、折がありますので、その折に情報交換をしてみたいと思います。

議長（馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番（馬場良勝君）

ぜひ、そのように少し強化していただいて、手落ちのないように、やはり子供たちの安全ということですから、その辺連携を強くしていただきたいと思います。

それから、もう一点お伺いをしたいんですけども、例えば教育委員会にある地域で事案が起きました、こういうことがありましたというときに、教育委員会のほうから全ての学校に、小学校なり中学校なりに連絡が行くのかどうか、その点についてお伺いをいたします。

議長（馬場久雄君）

教育長上野忠弘君。

教育長（上野忠弘君）

基本的には全部の学校に周知するようには行っていると思います。

議長（馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番（馬場良勝君）

そうになっているはずなんですけど、今年度ですか、ちょっとある地域で起きたときに、それはその地域だけでおさまってしまって、ほかの地域の先生方に聞いたらそういうの回ってきてないよという声があったんです。これは事実なんです。その後、私も教育長等に少しお話をお伺いに行ったところですけども、どうもいまいち連携がとれていないんじゃないかなと。やはり、1カ所例えば出沒したからそこで終わりじゃ

なくてですね、不審者とかそういう声がけをする方というのはここでだめだったらあっち側っていう考えもあると思うんです。今後さらにもう少しその辺、連携を強化していくお考えはありますよね。

議 長 （馬場久雄君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

連携を強化する考えがあるかということなんですけれども、当然、もし不備があればその穴のあいた部分については話し合いを持って、不備のないように充実した連絡網ですか、していきたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

本当に、子供は地域の宝でございますから、ぜひ連携の落ち度がないように、各学校そして教育委員会、警察ですね、連携をとっていただいて、情報の共有ということで。不審者情報だと県警のホームページに載っているんですよ、開くとどこどこで何時にこういう事案が発生しましたというのもあるのですよね、そういうのを活用しながら、でも地域で起きたことは地域の中でまず先にすばやく共有してもらうのが私は理想だと思いますので、そこをしっかりとやっていただきたいと思うところがございます。1、2点目についてはそれで終わりにしたいと思います。

3点目なんですけれども、そういう事案が発生したときに、なかなか運用上難しいという部分もあるのかもしれませんが、別に犯人の名前を言うわけでもない、子供さんの名前を言うわけでもないの、地域全体に防災無線を使って今ここでこういう事案が発生しましたと、親御さんもしくは地域の皆さん気をつけてくださいという防災無線は、私は可能なのかなと思うんですけれども、その辺の教育長のお考えはいかがですか。

議 長 （馬場久雄君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

確かに、防災無線の活用というのは非常に有効だなどは考えております。答弁書でも書きましたけれども、子供たちの情報について、昨年ですか、28年度は10件ありました。中にはピストルのようなものを持った方だというふうな情報も来るんですね。そうした場合、子供というのは、小学校の1年生から中学3年生までであるものですから、確かな情報なのかそれが非常に不安定な部分があるんですね。それを公共の電波に乗せていいのかというふうな懸念もありますので、この辺事案が発生しましたら警察と相談しながら対応について防災無線がいいものなのか、別なほうがいいのか、検討してまいりたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

検討ということなんですけれども、例えば、子供が帰られる時間帯などは、共働きであればお父さんお母さんそこにはないと、おうちにいませんと。であるならば、地域を見守っている方たちは、おじいさんなりおばあさんなりその地域にいらっしゃる方々になる。そういう方はメールを持っているのか携帯を持っていらっしゃると思いますけれども使い方がわからないとか、そういう懸念もあると思うんですよ。そのときに、防災無線というのは非常に有効な手段なのかなと思うところでございます。重大犯罪に巻き込まれる前に、その芽を摘むというのも大事な役割だと思います。本当に、今後もし防災無線も使えるのであれば、いろいろな検討は必要だと思います、教育長おっしゃるようにならうそみたいな本当の話、本当みたいなうその話というものもあると思いますけれども、使えるものは十分に使って、未来ある子供たちの安全を守るということで、今後も力強く推進をしていっていただきたいと思うところでございます。

以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

以上で、馬場良勝君の一般質問を終わります。

次に、1番千坂博行君。

1 番 (千坂博行君)

それでは、通告に従い1件目、ご質問いたします。

介護予防日常生活支援総合事業について。

介護予防日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業と言われておりますが、新しい制度に平成29年4月より移行しました。総合事業では、地区町村の裁量範囲が広くなり、65歳以上であれば介護認定を受けていない人も対象となるなど旧制度との違いがあります。制度を移行して間もないですが、以下についてお伺いします。

- 1) 総合事業に移行するに当たり、関係施設や団体、利用者への周知は。
- 2) 支え合いによる地域包括ケアシステムの構築に向けての取り組み、推進状況は。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、ただいまの質問でございますが、介護予防日常生活支援総合事業、これ総合事業と先ほどおっしゃいました、総合事業というものは、要介護状態となっても住み慣れた地域で安心して生活が続けられるように地域の支え合いの体制づくりの推進と、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援をする事業でございます。総合事業では、要支援認定者や要支援状態になる恐れがある方が利用できる介護予防生活支援サービス事業と、65歳以上の全ての方が利用できる一般介護予防事業がございまして、介護予防と日常生活の自立に向けた支援を行うものでございます。介護予防生活支援サービスの対象者につきましては、平成29年4月以降に新規、更新、区分変更により要支援認定を受けた方、介護の原因となりやすい身体機能の低下や、日常生活の状況を確認する基本チェックリストにより、要介護状態になる恐れがあると判定された方が対象となりまして、利用できるサービスは従来のホームヘルパーの派遣によります身体介護や、生活援助の訪問介護等、デイサービスの通所介護のほか、多様なサービスとして機能改善を目的とした短期集中予防サービスの通所サービス支援型の内容となっており、本人の意向を踏まえて地域包括支援センターの行う介護予防マネジメントによって決定いたします。総合事業への移行に伴う主な変更点につきましては、通所介護、訪問介護の2つのサービスにつきましては介護保険の認定を受けなくとも基本チェックリストにおいて事業の対象者となればサービスの利用が可能となります。特に新規の方につきましては、介護保険申請に伴う認定調査や、病院の受診、審査会

等が省略されるため、早い段階でサービスの利用が可能となります。また、他のサービス利用の意向があった場合は、その時点で介護保険の申請も可能となるものでございます。

総合事業に移行するに当たり、関係施設や団体、利用者への周知につきましては、大衡村との共催によりまして2月14日にまほろばホールにおいて事業者向け説明会を開催しまして、居宅介護支援事業所28事業所、介護サービス提供事業所28事業所から79名の出席をいただき、4月からの移行に向けてのご理解とご協力をいただいたところでございます。利用者へは、4月号の広報におきまして総合事業の概要サービスについて周知を図りますとともに、4月以降新規でサービス利用の相談があった方、または要支援認定の更新時期を迎える方につきましては、窓口や訪問等で個別に対応し、制度の概要、サービスの利用の仕方について詳しく説明し、理解いただいているところでございます。

次に、支え合いによる地域包括ケアシステムの構築に向けての取り組み、進捗状況についてでございますが、地域包括ケアシステムは、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるような仕組みづくりのことでございます。地域住民が自主性、主体性を持ち、医療、介護、生活支援等が地域の特性に合わせて包括的に提供されるような地域の支え合いづくりを進めていくものでございます。その活動を推進していく取り組みの一つに、生活支援体制整備事業がございます。事業の目的は、支え合い・助け合いの地域づくりとさまざまな生活支援、介護予防サービス体制の充実と強化、また、大きな2つの柱としまして生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置でございます。町では、本事業を社会福祉協議会に委託をしまして、生活支援コーディネーターを1名配置し、活動を始めております。生活支援コーディネーターの主な役割は、助け合い活動の創出や、利用を推進する調整役とされており、現在は地域の特性の分析や地域で行われているさまざまな活動に参加し、生活支援コーディネーターや事業の周知、または地域資源などを中心に情報の収集や整理を進めております。また今年度は、地域包括支援センターとも連携し、「後世につなぐ知恵袋」と題した出前講座も実施していく予定となっております。また、協議体につきましては、生活支援コーディネーターをサポートし、互助を中心とした地域づくり、助け合い活動をともに創出、充実することが役割とされております。協議体の設置につきましては、町が主体となり、今年度中に開催する予定としておりますが、招集メンバーや設置時期などにつきましては、今後検討していく予定でございます。

以上です。

議長（馬場久雄君）

ここで暫時休憩します。

休憩の時間は10分間といたします。

午後2時01分 休憩

午後2時12分 再開

議長（馬場久雄君）

再開します。

引き続き一般質問を行います。

1番千坂博行君。

1番（千坂博行君）

それでは、再質問させていただきます。

1要旨目なのですが、すごくわかりやすい答弁いただきましたので、絞ってお話しさせていただきます。

新規事業ということで、更新の際等新たな説明はされているということだったんですが、実際利用されている方に伺うと、来られているのは本人なんですけど、実際手続きされている方はご家族の方ということで、ご家族の方がよくよく知らないという事業は成り立たないと。あとは、今回目玉なのかもしれません、一般介護予防事業ということで、自立して生活がおくれるように介護状態にならないようにということで、それが大事だと私は言っているように思えるのですが、そういう方というのは自分自身がそういうふうにならない限りはなかなか気づかない。要するに予防ですので、今元気なうちにやらなくちゃいけないということです。今の元気な時点でそういう知識があってそういうことを今からやらなくちゃいけないというところのPRと、周知という意味で、その辺はどのように、今からだと思うんですが、周知していくものなのか教えていただきたいと思います。

議長（馬場久雄君）

町長浅野 元君。



町 長 （浅野 元君）

今回の場合予防ということですので、おっしゃるとおり非常に難しいというか、ならないようにそういう準備もあるということですので、自分で自覚とかあったり家族がそういうことあるのであればという言い方おかしいですけども、そういう方ですとわかりやすいところもあるのかもしれませんが、そういった難しさはあると思います。そういった中で、4月から始まっている事業ですので、まだまだ周知が足りない部分があるのかもしれませんが。先ほども言いましたけれども、地域コーディネーター、生活支援コーディネーターという方を専門に社会福祉協議会で雇って、そして地域に出向いてそういったPRなり地域の実情を調査等をしているといいますか、そういった状況を確認したりしているんですが、そういった方々と地域の方々が接する部分が多分あると思いますので、そういうときにPRをするとか、こういった事業であるとかですね、そういったことも必要なんだろうなと思います。あとは、こういうシステムがといいますか新しい制度ができたということの周知ということですので、前に一回やっているわけですけども、そういったものを繰り返しやるとか。いい制度なので多くの方に知ってもらって活用してもらおうということが大切だと思っています。1軒1軒回ってということはなかなかできないと思いますけれども、制度を広めていく努力は常に、機会あるごとにやっていかなければいけないのではないかなと思っています。家族の方が手続ということもその通りですので、ご本人というよりもみんなに知ってもらおうということが大切だと思っています。

議 長 （馬場久雄君）

1 番千坂博行君。

1 番 （千坂博行君）

家族の方、地域の方々に知ってもらおうということですので、やっぱり伺うと本人が来たいと言っているから来たというのではなくて、家族の方が週に1回、2回なり自分の体を休めるためだったり、ご家庭の中でもいろいろ思いもあると思います。中には、20年ずっと介護をしていますということと言われる方もおりますし、それが生きがいになっているという方もおられるのかもしれませんが。ただ、やっぱりこういう制度があって、より自分の体を楽にして自分も要介護にならないためにという意識を高く持ってもらうための、そういうPRという意味で必要なんじゃないかなと思っています。また、今、答弁のほうに地域コーディネーターの方というふうに今言われまし

て、これちょっと2点目にもかぶるかもしれません。私もコーディネーターの方と一回お会いすることがありました。その時は自己PRで28歳独身ですと言って回りの方とお話をして、気さくな方だなという印象を持ってですね、いろいろな今は総会だったり団体の行事に参加されて、いろいろ研究されているところだそうです。私も鶴巢の男組、ダンベル体操やっているときにその方来られまして、お会いしてお話をすることがありました。まだ今のところその地域にどういう人材がいるかというようなお話で今探っているような状態です。ただ、ことし1年間である程度形はつくらくちやいけないということですので、2カ月しかまだたっておりませんが、どの辺まで把握されているかというこのようなところがもしわかればお話しいただければと思います。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
コーディネーターの方がどれほど大和町を把握しているかというご質問だと思います。済みません、私そこまでちょっとまだ。ただ、今回入ってもらった方につきましては、若いんですけども、そういった仕事をされているということで、この事業を社協にお願いする段階でもそういった役割というのは非常に難しくもあるので、人選についていろいろ意見の交換がありました。そういった中で、若いんですけども、ご案内のとおり非常に気さくで、そういった経験もあるといういい人材が来てもらったなと思っております。ダンベル体操ということで、そういったことにも顔出してということですので。ちょっと私、どのレベルまで彼がそういったところにあるかというのは、ちょっと把握しておらないところがございますが、積極的に取り組んでもらっているんだなと思っておりまして、大いに期待をしておるところです。  
以上です。

議 長 （馬場久雄君）  
1 番千坂博行君。

1 番 （千坂博行君）  
私も、コーディネーターの方と会った際は、ちょっとしかお話しできなかったのですが、

地域にどういう方がおられますかなんて深いところまでは聞くことはできなかったんですけれども、ただこれ、事業的には制度改革変わるまでは続けていくことになると思います。例えば、いろいろな団体から人を集めて協議体をつくるというお話ありますけれども、いろいろな老人クラブだったり、いろいろな体操をやっているところとかっていうのもあると思うんですが、いろいろ問題というのが、どこでも同じ問題があって、後継者がいないということで、そういう意味では協議体というのをつくる中では、協議体自体をどうつないでいくかというところまでいかないと、議論の場といえますか、それが続かなくなるというような可能性もあるのですが、ちょっとここは話がちょっとずれるのかもしれませんが、そういう意味ではどこまで広げるのかというところをお伺いなのか、もしあればお伺いします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今のご質問は、協議体をどこまで広げるかという……でしょうか。協議体につきましては、どこまでというか、情報を集めたコーディネーターが各地区でいろいろ情報集めてきて、それを取りまとめるに当たってこの地区ではこういう、ここに行ったらいいんじゃないかって、一緒になってやっていくという役割というふうに思っておりますけれども、また先ほど言いました人選とかにつきましては時期とかまだ明確には決まっております。それで、まず今はそういった情報の収集といえますか、そういったことになっておりますが、この情報の収集につきましてもコーディネーターさんが一人一人集めるというのは大変なことです。例えば地区であったそういったダンベル体操とか、男組ですか、そういったところに行って情報をとるとか、あるいはいきいきサロンにとか、そういったところの情報というのが大事になってくるのではないかと考えております。もちろんそのほかの個々の情報もあると思います。そういった情報をもとに、その地域でどういった活動がいいのか、企画がいいのか、そういったことを一緒に、取り組みについて一緒に、コーディネーターと一緒にやっていくということでございますので、どこまで広げるといえますか、メンバーについてということであれば、いろいろな組織の、そういったことに携わっている方とかっていうことになってくるかと思っておりますけれども、どこまでというかちょっと、なかなか。関係する方ですのでどうしてもそういう施設関係の方とか、あるいは福祉に携わって

る方とか、そういった方々と、あと地域でそういったまとめ役をやっている方とかそういう方々になってくるのではないかと思います、ちょっと具体的にそこまでは、まだ煮詰まってないと思っています。

議 長 （馬場久雄君）  
千坂博行君。

1 番 （千坂博行君）

まだ始まったばかりということで、調べている途中だということだと思いますので、私もはっきりそこまでどういう方がいますかというところまでは聞いていませんでしたので、個人的な見解ですけれども、なかなか組織自体後継者がいない中ですね、どこまで固定的にやっていくのか、それとも流動的に世代間広く集めて、その流れで年代ごと、広い年齢層で長く行けるのかというようなところが、もし考えであるのであればという意味で質問させていただきました。

あとは、取り組みについても今後というところが多いと思うのですが、ボランティアの活動というところもこの中には入っております、そのボランティア、例えばダンベル体操もそうですし、そういう中で入って自立支援というようなことを、筋力衰えないようにということをやるところもあると思います。取り組みについて、やっぱりそこも人手不足というか参加者が少ないというのがあります。その中で、例えば宮城県ですと多賀城市で、介護支援ボランティア活動ポイント事業ということで、30分に1ポイントですか、1日最大2ポイントだったと思うんですけども、年間で最大1万まで換金するというようなことを導入しているところもあるみたいです。お金で云々というのはまた別ですけども、年間どこまでいっても1万円程度というところで、そのボランティアに参加するという啓発の意味でやっているというところが多いというふうに聞いております。その辺は、我が町でやる際はそういうところまで考えているのかどうか。今の現時点でわかる範囲でお答え願います。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ボランティア事業ということですけども、先ほどのダンベルとか、きのうロコモ

でござるというのがあって、まほろばで、そうふうにならないような体操というんですかね、そういったことをやっておられたとっておりますが、ああいったことをやって予防するというのも一つだと思います。あと、ボランティアにつきましては、いろいろ、例えば宮城大学のほうでこの間来られましたときに、あるエリアでアンケート調査をした結果についていろいろご報告に来られました。高齢の方々の考え方とか、そういったことがあって、その地域の考え方とかいろいろわかったので、今度地域に少し入って、そういったものの何かお手伝いをできないかと考えておりますというような話もありました。今回の事業とちょっと近いのかなという気もしております、これにつきましては、学校の研究ということもあっての協力といいますかお手伝いといいますかね、そういったものだと思っております。ボランティアにつきましては、いろいろな形があるんだと思っております。今お話しのとおりそういった対価といいますか、そういったものをやるという方法もある、いろいろなところでボランティアに限らずそういった方法をとられているところがございますけれども、今現在、ボランティアに対してそういった方法でというような具体の計画は今は持っておらないところでございます。

議長 （馬場久雄君）  
千坂博行君。

1 番 （千坂博行君）

移行して2カ月まだ過ぎているというところですので、これからというところだと思いますが、最終的に町が主体になってというところでもありますので、ぜひ、団体の中には年齢幅広く、まず自分が自立して生活できるということ、することが大事だという認識が持てるような、若い世代の方がそういう観点を持っていてもらいたいと思いますので、できればそういうところでも視点を持っていただければと思いますし、ご期待して1件目を終わります。

それでは、2件目、小学校の熱中症対策について。

地球温暖化がもたらす異常気象により、5月でも30度を超す気温になった地域があります。小学校の運動会は、通年5月に行われています。そのほかにも田植え体験や林間教室など屋外行事が行われています。今後も屋外の授業や行事も行われるが、熱中症対策は万全か伺います。

議 長 (馬場久雄君)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

それでは、小中学校の熱中症対策についてお答えをいたします。

先日も、埼玉県越谷市の小学校で、運動会の練習中に19名の児童が暑さによる体調不良を訴え、救急搬送されたとの報道がありました。本町におきましては、熱中症事故の対応や予防について校長会議や教頭会議で情報の提供や指導をしております。また、文書等でも通知をしております。各学校の熱中症予防策は、体育館や校舎に乾湿温度計を設置し、保健主事や養護教諭が毎日の気温、湿度を確認し、全教職員で共有しております。また、朝の会や帰りの会、集会等で児童・生徒へ熱中症の対応について指導しており、授業や行事、部活動などの教育活動中は必ず児童・生徒の健康観察をし、活動環境を確認して取り組んでおります。例えば、衣服の調整や、給水、屋内においては扇風機の活用や換気など、状況に応じて支持をするようにしております。保健室にはエアコンを設置しており、冷蔵庫に熱中症対応の飲料水や氷のう等を準備し、児童・生徒の事故対応に備えております。熱中症の予防や熱中症の対応については、緊急対応マニュアルの作成や、環境省、文部科学省から通知されている対応マニュアルを全教職員で確認し共有化も図っており、組織的に行っております。屋外行事については、事前に活動場所の下見や、児童・生徒の状況、天候条件等を考慮し詳細な実施計画を作成しており、児童・生徒には事前指導で衣服、飲料水、注意事項の確認や健康調査を実施しております。部活動における夏季期間の活動では、生徒の健康管理、練習内容、時間配分等に配慮し、安全安心な活動環境を整え実施をしております。常に生徒の状況を確認しながら、適時水分補給や休憩を行い、活動条件によっては活動を中止するようにしております。今後も、児童・生徒の熱中症対策に万全を期すよう努めてまいります。

議 長 (馬場久雄君)

千坂博行君。

1 番 (千坂博行君)

それでは、再質問をさせていただきます。

最近では5月でももう暑い日が、先月ありましたけれども、5月の20日、鶴巣小学校

で運動会がありまして、午前中で終わったんですが、池月小学校にちょっと見学に寄りまして、次の日大崎市の志田小学校にちょっと見学に行ったんですが、その際が一番暑くて、気温31度ということで。盛んに熱中症対策ということで放送なり準備もされておりました。ただ、1人、女子児童がちょっと休んでいるという状態になったところがあって、結局は戻ったので大したことはないというところだったんですが、まだ5月ですので、暑さになれてないということでなかなか、なれてくると平気といえますか大丈夫な部分もあるのかもしれませんが、季節がわりですので体調を崩されるというところもあると思われます。今、答弁でいただきましたように、いろいろ熱中症対策で温度計、湿度計と、多分昨年ですか、体育館に設置するというので、各小中学校には配られておると思います。私のほうの質問は屋外ということで、屋外ですと室内の温度計と湿度計以外に輻射熱というのを計測していかないと熱中症対策という意味では不足するのかなと思っております。その辺で、熱中症の指数標計というんですか、ハンディタイプのもあると思うんですが、ネットで見ますと七、八千円から2万円台ぐらいですね、いろいろ機能に応じて値段は違っているんですが、そういうものもあるというのですが、今後、そういうのもいろいろ屋外での行事、活動がある中で整備されるような計画はあるのかお伺いします。

議 長 （馬場久雄君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

確かに、屋外での活動、本当に直射日光等については非常に心配な状況があったり、また大人の感覚とは違った感覚で子供たちには熱中症関係の動きが出ると思うんですね。ただ、ここ数年、学校のほうから屋内外の活動において熱中症で救急搬送あるいは医療機関という連絡が入っていない状況がありまして、学校としては現在文科省でつくっている対応マニュアル、環境省でつくっている対応マニュアル、両方配布して事前に教職員共通理解しておりますので、その流れとして現在迎えておりますので、現時点では指数標計については考えておりません。

議 長 （馬場久雄君）

千坂博行君。

1 番 (千坂博行君)

考えておられないということでした。教育長言われるように、子供は、例えば大人の高さの子供の高さでは暑さを感じるのが違うというようなこともありますし、やっぱり環境によって、環境省のホームページでも熱中症に対する注意喚起なんかも出していると思います。近いところだと大衡村、観測地点だと思うんですが、その観測地点と実際の現場では違ってくるというのがありますし、輻射熱という意味ではアスファルトだったりコンクリートであればまた違ってくるということで、中学校になってくるとその辺は大分違ってくるのかなと思うんですが、小学生、特に低学年というのは何かに夢中になっていると、自分の体調管理までにはいかない場合がありますし、注意喚起するといっても屋外ですと今度先生が目もどこまで届くかというところもあります。実際、先生方十分注意して授業されているとは思いますが、そういう意味では視野で、視界でそういう計測できるものというのは今後大事なんじゃないのかなと思いますし、そういうのがあるのとないのでは、意識変わってくるのかなと思いますがいかがでしょう。

議 長 (馬場久雄君)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

現在、屋外で活動する場合、小学校ですと熱中症予防サイトということでウェブか何かでメール配信などもやられているのあるんですね。そのような情報をとるということをやったり、あるいは中学校のほうでは屋外ですと35度以上で活動停止とか、あるいは気温25度、35度の場合には積極的に休憩をとり、適宜水分補給すると。これは体育の授業についても同様の形でやっておりまして、各学校熱中症予防については大分意を用いていろいろな情報を得ながら指導しておりますので、その形を今後続けていって、ただ、委員会としてはそのような指標等も検討してみたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

千坂博行君。

1 番 (千坂博行君)

そうですね、やっぱり子供たちの身長の高さ、あと輻射熱、湿度というのはすごく



その場その場で違ってくる場合も多々あると思います。子供たちの健康が第一だと思いますので、その辺もあるないに関係なく十分注意はされているとは思いますが、事故がないようにだけお願いしたいと思います。

以上、一般質問を終わりにします。

議長（馬場久雄君）

以上で、千坂博行君の一般質問を終わります。

次に、15番堀籠日出子さん。

15番（堀籠日出子君）

それでは、通告に従いまして町で実施されている総合健康検診について質問を行います。

町では、住民の皆様が健康で過ごせるようにがんの早期発見、メタボリックシンドローム予防を目的として各種検診を実施しております。総合健診は、基本健康診査を初め、多くの各種検診が行われており、どの検診も日々健康を維持していく上で大事なもののばかりであります。しかし、数ある検診の中に、歯科検診が実施されておられません。体の健康は口からと言われるように、歯と口の健康はおいしく食事をするだけでなく、人との会話やコミュニケーションを図る上でとても重要であります。このことから、生涯1本でも多く自分の歯を維持し楽しく健康でい続けたいと願っている方は多いのではないのでしょうか。歯を失う原因の80%以上は歯周病または虫歯によるものと言われ、歯周病は初期の段階では自覚症状がないことが多いため、定期的に検診を受けることが大切だと言われております。また、市町村が実施している胃がん検診、これまではレントゲン撮影（バリウム検査）でありましたが、近年になってから内視鏡検査を導入することができるようになりました。胃がん検診を受診する皆さんは、バリウム検査か内視鏡検査かが選択できるようになったわけであります。住民の健康維持のための各種検診の内容も変わりつつあることから、次の2点についてお伺いいたします。

1) 歯科検診の実施について。

2) 内視鏡検査の導入について。

町長の所見をお伺いいたします。

議長（馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

それでは、ただいまの質問でございますが、歯と口腔の健康づくりはバランスのとれた食生活の維持という点で極めて重要でございますが、近年は全身の健康に大きく影響すること、さらには食事を味わう、会話を楽しむ、いきいきとした表情で人と交流するなど、生活の質の維持向上を図る上でも欠かせないものであることが明らかになってきております。県では、全ての県民の心身全体の健康の保持、増進に係る歯と口腔の健康づくりを推進するため、平成22年12月に宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例を公布、施行しております。町では、健康たいわ21プランの重点項目の中に「めざせ！8020賞」を上げており、各事業において歯科保健の推進を図っておるところでございます。特定検診及び基本健診等の対象者に、総合健診会場内において歯科衛生士による歯科相談を実施し、口腔衛生の増進及び普及啓発活動を行っているほか、健康たいわ21推進大会においては、平成26年度から28年度にわたって「歯と食育まつり」をテーマに開催し、その大会内で集団検診として節目年齢、40歳、50歳、60歳、70歳を対象に無料歯科検診を実施しております。平成26年度19名、平成27年度20名、平成28年度25名の受診者となっております。また、健康づくり実践者表彰といたしまして、8020賞の表彰を行っており、これまでに合計で86名の方々が表彰されております。母子保健事業におきましては、母子健康手帳交付時に保健師、栄養士による歯科指導の実施、1歳半検診、3歳児検診における歯科診察及び指導、すくすく検診、これは4カ月か6カ月児でございますが、すくすく検診や子育て健やか相談においては歯科衛生士による相談、指導等の実施により、妊娠期、乳幼児期からの口腔衛生の重要性を普及啓発し、歯科保健の推進を図っております。また、マタニティーセミナーにおいて、平成26年度より歯科医により無料歯科検診を行っており、平成26年度44名、平成27年度37名、平成28年度では23名の受診者数となっております。平成28年度には、歯科保健に関する住民アンケートを実施したところであり、今後の歯科検診のあり方につきましては、アンケート調査をもとに検討していきたいと、このように思っております。

次に、胃内視鏡検査導入についてでございます。

現在の町の胃がん検診につきましては、公益財団法人宮城県対がん協会への委託業務により、各地区検診会場での検診バスによる集団検診で、問診、胃部レントゲン、

これはバリウム検査でございますが、胃部レントゲン撮影の検診内容となっております。対象者は、35歳以上の方とし、受診者につきましては平成25年度1,546人、26年度1,640人、27年度1,568人、28年度は1,605人となっております。検診会場は、吉岡、杜の丘を初め6会場で、期間は約11日間で17回での実施となっております。内視鏡検査導入につきましては、厚生労働省の指針により市区町村が実施する胃がん検診の指標が改訂され、2016年4月からは胃部エックス線検査だけでなく胃内視鏡検査も選択できるようになったものでございます。内視鏡の検診となりますと、医療機関での受診となりますので、設備や検査機器、医師や看護師等のスタッフの確保等の調整、また開業医の先生方の診察時間等についても課題があるために、実施医療機関は限定され、現在実施している一次検査者の受診者数を想定すると受け入れは医師会との協議や実施体制の構築が必要となります。検診後の制度管理、経過観察や受診勧奨、見受診者把握等の体制整備を含め、情報収集に努めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（馬場久雄君）

堀籠日出子さん。

15番（堀籠日出子君）

それでは、質問させていただきます。

歯科保健事業につきましては、妊婦期から、それから幼児期そして学童期と歯科保健活動が実施されております。特に、妊娠中の歯周病は早産それから低体重児出産のリスクが高まるということで、町長の答弁にもありましたが、26年度から実施されているわけでありまして。それで、26年度の中学生の1人平均虫歯本数なんです、全国平均で1.0本、宮城県平均が1.3本、大和町は0.5本との結果が出ております。これは、県内35市町村中で2番目によい結果となっております。ちなみに県内では一番は色麻町の0.2本となっております。本町の平成20年度は、中学生の虫歯本数ですが、1.80本でしたから、ここ6年間で大分改善されたことになるわけでありまして、引き続き歯科保健活動でさらに改善されることを期待するところであります。

そこで、近年は本当に成人の歯科検診の節目検診が取り組まれております。このことについては、県でも歯と口の健康が大事ということで、県それから国でも推奨しているわけでありまして。このことによって、全国的に成人歯科検診の節目検診が広がってきているわけでありまして。その中で、県内の各種検査の成人歯科検診の実施状況を

見ますと、35市町村中30市町が実施されているわけでありまして、実施されていないのが5町村となっております。この5町村の中に大和町も含まれているんですけども、町長はこれは把握されておりますでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
5町村の中に大和町が含まれているというのは、知りました。

議 長 （馬場久雄君）  
堀籠日出子さん。

1 5 番 （堀籠日出子君）

町長も存じているということではありますが、宮城県歯科保健事業のアンケートの中で、歯周病疾患検査を実施しない理由を簡潔に教えてくださいということで、大和町はニーズを含め実態把握により検討していきたいと考えているという報告をされております。そしてまた、今後の歯周疾患検診の実施予定についてお答えくださいというところで、大和町は28年度以降実施するとなっております。ということで、こういう報告がされているんですけども、28年度以降となりますとこれは大体いつのことを、時期を指して報告されているのでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
その辺につきましては、担当課長から説明をしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）  
保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 （千葉喜一君）

それでは堀籠議員のご質問にお答えをさせていただきます。

町長から回答させていただいたとおり、いろいろ節目節目であったり、妊産婦そして乳幼児期のいろいろな事業は実施してきたところではございますけれども、今後町が歯科検診をどういった形で実施していこうかということで、県のアンケートには28年度から実施ということで回答させていただいたところですが、それをどういった形で検診を実施していこうかということで、28年度にまず住民の方々に歯科検診についてのアンケートを実施させていただいたところではございました。そのアンケートの集計に基づきまして、今後どういった形でということで、今検討させていただいているところではございますけれども、そのアンケートの調査では8割の方々がかかりつけの歯科医師を持っていますよと。うち町内の歯科医が6割、黒川管内を含めると8割そしてもう仙台市を含めるとほぼ全員、町民の方、そのアンケート対象者の方々の全員がかかりつけの医師をもうお持ちであるということで、あとそのアンケートの調査でいろいろ調査項目の中で7割の方がお口のことで日頃気になっていることがあると。その内容についても歯周病であったり虫歯、そして歯石等ということで、それで3割の方がもう既に定期的に歯科検診の受診をされております、あとは5割の方が歯科検診の助成がある場合受けます、受けたいと思っています、その検診の方法についても個別の検診を希望されている方が8割というアンケートの集計に基づきまして、今後このアンケート調査をもとにどういった形で歯科検診を実施していこうかということで今検討させていただいているところではございますので、どうぞよろしくご理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

堀籠日出子さん。

1 5 番 （堀籠日出子君）

そのアンケートなんですが、回収率は何%なのでしょう。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

回収率につきましては22.4%でございます。

議 長 （馬場久雄君）

堀籠日出子さん。

1 5 番 （堀籠日出子君）

22.4%ということではありますが、回収された方々というのは本当に歯科に興味を持って、そして答えているんだなと思うんですけども、アンケートに答えなかった、提出されない方も大分おるようであります。その中で、先ほども述べましたけれども、本当に歯を失う原因の1位、2位は歯周病それから虫歯となっておりますので、なかなか成人になると少々歯が痛かったりなんかしてもなかなか病院に行くチャンスがないということで、そういうことがどんどんどんどん歯を失っていく原因になっていくのかなと思っております。その中で、最近歯の数が多くて何でも食べられることが医療費の削減にもつながること、そしてまたかみ砕くことで認知症の予防や改善にもつながっていくことなどが調査結果として出されておりますし、歯周病が血液中に入り込むと動脈硬化を悪化させたり、それから狭心症や心筋梗塞などの心臓病、それから糖尿病のリスクを高めることなども報告されております。町で目的としておりますメタボリックシンドロームの予防、これは歯周病とメタボリックシンドロームの予防はつながっていくということがわかってきております。そんな中で本当に歯科検診というのは大事だと思っております。実際本当に国でも推奨しておりますし、県でも取り組んで本当に県内35市町村のうちの30町村が取り組んでいるという中で、大和町が今アンケート調査をとって、そしてこれからどういうふうにするか決めますというのはちょっと遅いんじゃないかなと思っています。歯の検査によって健康が維持されるというのがもうわかっているわけなので、早急に私は歯の検査は各種検診の中に取り入れるべきじゃないかなと思いますけれども、町長、その考えをお伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

先ほど、28年度でやるという話が、ちょっと私わかりませんでしたので、ちよっ

と振りましましたけれども、課長から答えてもらいました。アンケートの調査の結果については私も答えを持って知っております。これだけ各町村やっているからということだけではなくて、こういった必要性はあるんだろうなと思うところですが、もう一方では健康たいわ21で、私も行っているんですが、節目節目で案内を出して、1,000人から案内出しているんですけども、議員も言われるとおりに非常に来る人が少ないということがあります。ある意味ちょっと、何でこんなに少ないんだろうと、これでいきますと1,000人以上出して、1,098人に対して例えば平成26年は19人であつとか、1.73%とか、あるいは28年度は1,350人に対して25人、1.85%という、何といたしますか、歯に対する興味、健康の中での歯っていうものに対する意識といたしますかね、ものが意外に低いのかなと、ほかでもこういうものなのかちょっとわかりませんが、そういった意味で、健康たいわ21とか8020とかの中で何年間かそういった啓発活動というのを歯科医の先生方にも大変ご協力いただきながらやっているということ、こういったことは大切なんだと改めて思っているところもございます。また、歯科のアンケートの調査とかそういったものをもとに、先ほども答えの中でも、今検討するのは遅いのではないかという話でございますが、そのことも反省も踏まえながら、いろいろ状況等、今後のあり方、考えてまいりたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

堀籠日出子さん。

1 5 番 （堀籠日出子君）

これから検討していくということでもありますけれども、やっぱり妊婦さんそれから幼児期ずっと学童期まではいろいろ予防対策も取られておって、歯に対する関心も高まっているんですけども、どうしてもやはり大人になってしまとなかなか歯に対する、我慢してしまうとか、それからよく聞くのは直接行って歯を調べてみてくださいっていうその行くきっかけがないってよく言います。何でもないので行って調べてくださいっていうのも何かちょっと行きづらいよねっていうお話もされておりますので、やはりこういう検診を通して、そして受診票を持って一度検査してもらうことによって歯の異常が見つかったり、今のところは健康ですよと、定期的に来てくださいというそういう接触がないとなかなか歯医者に行くチャンスがないということも聞いておりますので、ぜひ歯科検診を通してかかりつけのお医者さんに行けるチャンスを持って、つくっていただくことがこれからの歯と口腔の健康を維持しそしてそれが町

のメタボリックシンドロームの予防、そして医療費削減にもつながりますので、ぜひそのことも取り組んでいただきたいと思います。それで今、8020運動といいますと、皆さんも耳になれているわけなんですけれども、国では8020運動だけではなくて、60歳で24本以上自分の歯を持つ、そして40歳で自分の歯を全て保つことが提唱されております。そんな中で、8020じゃなくてもっともっと早い時期から歯の健康には取り組まなきゃいけないというこがわかるわけでありますので、ぜひ各種検診の中に、町長も検討するというようなお言葉いただきましたけれども、やっぱり各種検診の中に歯科検診を入れていただきまして、そしてこれからの町民の健康維持につないでいただければと思いますけれども、最後に町長の答弁をお聞きしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

歯の健康ということで、60歳で24本というからちょっと数えてみましたけれども、あるのかどうか自分でも何だかあんまり自信ないところありますけれども、歯というのは大切だということ、最近特に見直されてきているところであります。せっかく中学校2年生ですか、県下で2番というような状況にもなっているということでございますので、その辺を鑑みながら、先ほどの回答の繰り返しになりますけれども、アンケートの結果等も見ながら再度いろいろ考えてまいりたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

堀籠日出子さん。

1 5 番 （堀籠日出子君）

それでは、2点目の胃がん検診の内視鏡の導入について質問を行います。

現在の胃がん検診は、バリウム検査でありますけれども、各地区の検診会場で検診バスで実施されております。各地区の会場で受診できるということは、近くで受けられるということで受診される皆様にとっては本当に大変便利なことであると思います。その中で、検診は35歳以上の方が対象となっているわけですが、答弁の中で受診者数をお聞きしました。受診者数をお聞きしたんですが、この中で受診率をお伺いしたいと思います。



議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

受診率でございますけれども、内視鏡につきましては平成28年で48.7%、27年も48.1%、26年が51%、25年が55%、24年が46%でほぼ半分、半数ぐらいが受診をされております。

議 長 (馬場久雄君)

堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)

この受診率なんですけど、目標率と受診率はどのように考えているか。それとこの目的達成のためにどのような取り組みをされているのかお尋ねいたします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

目標率、今、担当から説明しますけれども、達成のための努力というのは受診しない人に再度送るとかですね、案内をですね。そういったこともやっておりますが、なお詳しく課長から説明を差し上げます。

議 長 (馬場久雄君)

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 (千葉喜一君)

それでは、堀籠議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ただいま、町長から申込者数に対する受診者数の受診率を回答させていただきましたけれども、担当課といたしましては、申込者数、毎年2月に町内全世帯に町の各検診の申込書を送付させていただきまして、3月中旬まで申し込みを町のほうにいただ

くようにしているんですけども、それで胃がん検診の申し込みいただいた方々に受診票を送付させていただいて、9月に胃がん検診を実施させていただいているところですけども、その受診期間中に受診できなかった方々に、町のほうから再度ご通知を出させていただきまして、11月に追加検診ということで土日に追加検診をさせていただいているところでございます。なお、あと受診者につきましては、平日お勤めの方もいらっしゃるということも勘案しまして、土日の、9月に実施する検診期間につきましても、土日の検診を実施したり、あとは早朝の時間帯の検診の受診等なるべく多くの皆様方に受診をしていただくような形で未受診者へ個別の通知をさせていただきまして、そういった受診の取り組みをさせていただいているところでございます。よろしく願いいたします。

議長 (馬場久雄君)

堀籠日出子さん。

15番 (堀籠日出子君)

受診率向上の対策として、いろいろ取り組んでいただいたことを、土日それから早朝とかその勤務に合わせた対策をとられていることは理解できました。

それで、胃がん検診、これはこれまでバリウム検査だったんですが、バリウムを飲んだその後のバリウムを出すためのいろいろなのがあるんですけども、それがいやでなかなかバリウム検査を受けるのがいやだという方々も結構、お話聞いてみるといらっしゃるようであります。その中で、本当にこうやってバリウム飲む方がいやだっという人達もいる、そんな中で町の取り組みあるわけですけども、やはりその取り組みとは別に、バリウムに対しての違和感を感じている方々がいることで、受診率が伸び悩むという原因の一つにもなるのかなと思っております。そんな中で、バリウム検査ですと毎年1回ってなっておりますが、内視鏡検査ですと高齢になってからのがんの罹患率が多いということで50歳からですと2年に1回が適当だというふうに言われております。そんな中で、本当に内視鏡検査というのはまだ県内でも余り、昨年から改正になったわけで、県内ではまだ内視鏡を取り入れているところもないようでありますけれども、やはりこれはこれからバリウムのかわりに、改正されたことによって内視鏡の検査が大分広がってくるんじゃないかと言われております。その中で、本当にこのバリウムの検査、実は私事なんですけれども、何年か前に内視鏡検査で二、三ミリというがんを発見していただきまして、治療していただきました。その治療も

早期発見ということで、10日足らずの治療で済んでいるわけです。ですから本当に町が掲げているがんの早期発見というのは、本当に患者さんの体に対しても楽ですし、それから医療費の削減にもつながります。歯科もそうですけれども、そういう医療費の削減にもつながるためにもそういう検診が行われているわけでありますので、ぜひこれから今すぐ取り組むというのでもなくて、やはり内視鏡検査を取り入れるということは、いろいろな課題があると思います。でもやっぱりこれからそういうのが広がってくる中で、やはり町でもその準備としての取り組みはこれから考えて、今から考えていかなきゃいけないのかなと思っておりますので、その点について町長の所見をもう一度お伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

検診に内視鏡ということでございます。おっしゃるとおり内視鏡のほうがといいますか、内視鏡がいいという方もいるんだと思っておりますし、内視鏡だとそういったわかりやすいということだと思っております。検査的にはそのほうがいいんだろうなと思います。問題なのは、検査する施設の問題とかですね、そういったものが大きな問題になってくるのではないかとということで、一番の大きな問題だと思っております。今、バス等でこちらに来てもらって、そこでバリウムの場合はやってもらえるわけですが、内視鏡となりますと医療機関に行かなければいけないということ、それからそれだけの施設、専用の施設といいますか、そういうのを持っている機関であればまた違うのかもしれませんが、一般医療機関ですと通常の検査プラスそういったものになってきたときのそういったことができるのかどうか、先ほどもお答えしたところでございますけれども、そういった医療機関の設備の問題とかそういったことについて、もう少し医師会なりそういったところといろいろ打ち合わせというか協議をしていくことが必要なんだろうと。これは大和町だけの問題ではなくて、国といいますか、これ胃だけじゃなくて内視鏡ってあるわけでありましてけれども、そういったやり方とか施設の問題とかそういったものについての課題が非常にまだ大きいものがあるんだろうなと思っております。検査をやるのであれば内視鏡のほうがという、制度的にもそうですしそういった考えの方もおいでということは重々承知している中でございますが、そういった大きな課題があるというふうに認識しております。

議 長 (馬場久雄君)

堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)

胃検診の中にバリウムでいいという方もいらっしゃるでしょうし、内視鏡で検査をしたいという方もいらっしゃるはずですので、今後の取り組みといたしましてやはり今のうちからそういういろいろな課題を少しずつクリアしていくための時間を使いながら、ぜひ胃がん検診の中に内視鏡も、早い時期に取り入れていただけるようご期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

議 長 (馬場久雄君)

以上で堀籠日出子さんの一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

開始は15時25分といたします。

午後 3 時 1 5 分 休 憩

午後 3 時 2 5 分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

休憩前に引き続き一般質問を行います。

7 番渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)

時間も15時半近くになりまして、攻めるほうも守るほうもややくたびれてきたところではありますけれども、ねじを巻いていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

質問のタイトル、私ミスりまして、ちょっと修正させていただきます。「に対応する対応は」ということで、対応が2つになっておりますけれども、1つ削って「最近の北朝鮮情勢への町の対応は」。

本年4月には、北朝鮮の核開発、ミサイル発射による国際的な緊張があり、本町でも弾道ミサイル落下時の行動についての文書を全戸配布がなされました。また、5月

には北朝鮮の弾道ミサイル大量実践配備の各誌報道がありました。このような状況に鑑み、本町としても国民の保護に関する計画の立案やその他の事項について検討していくことが必要であると思われませんが、町長の所見をお伺いをいたします。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまのご質問でございますが、初めに、5月上旬弾道ミサイル落下時の行動について文書を町内全戸配布に至った経緯についてご説明いたします。

昨今の北朝鮮の情勢を踏まえ、内閣官房並びに省庁より弾道ミサイルが落下する可能性がある場合に国民がとるべき行動について、住民に周知されるように平成29年4月21日付で通知があり、宮城県においてもそれに係る連絡会議が4月26日に行われ、町の対応としてホームページへの掲載、さらには区長を通して住民の皆さんへの配布を行ったものでございます。

さて、我が国に有事や大規模テロなどが発生した場合の国民の保護のあり方を定めた武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、国民保護法は、平成16年9月17日に施行されております。この国民保護法では、警報の伝達や避難の指示、救援の実施など、国民の保護に関して地方公共団体に大きな役割が期待されており、その円滑な実施のために国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関においては国民保護法に関する計画をそれぞれ作成することが義務づけられております。本町におきましては、平成18年3月に大和町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例を制定いたしまして、平成19年3月20日には宮城県知事の承認を受けまして、大和町国民保護計画を作成しております。計画内容的には、第1編の総論、これは町の責務、国民保護措置に関する基本方針など。第2編の平素からの準備、これは組織体制の整備、情報収集、提供、研修及び訓練など。第3編は武力攻撃事態等への対処、避難住民の誘導など。第4編復旧等、応急復旧、武力攻撃災害の復旧。第5編救急対処事態への対処について、盛り込まれておりますが、この10年間の情勢と変化を鑑み、改正の必要性を検討してまいりたいと思います。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)  
渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)

答弁をいただきましたが、答弁の中で再質問をさせていただきます。

文書配布の経緯、今、答弁していただきましたけれども、この文書配布に当たって、条例では対策本部の条例あるいはもう一つ国民保護協議会、こういった条例が制定をされておりますけれども、それらの招集を、対策本部を立ち上げられたのかどうか。それから、評議会の招集をかけられたのかどうか、この辺を一つお伺いをいたします。

それから、次いでは、大和町国民保護計画を平成19年に作成をしているということですが、これを住民の方々にどのように周知をされているのかですね、ここをお伺いをいたします。私の見る限り、どこにも見ることはできない。これでもって、一つには計画が住民に周知されていないということは、訓練を通じて役割等を求めたりする場合に、区長さん方ですけれども、そういった方々も計画を見ていないとすると全く訓練もできないというようなことになってしまう。そういった観点から、どのように計画を周知しているのかという問いであります。

それから、計画には第5編まであって、それから10年経過しているので、見直しをしていくということですが、町長はいつごろまでに見直すのかをお尋ねをしたいと思います。県も昨年、28年の11月には新しい計画を既に出しております。ですので、急がなければならないのだろうなというふうには思いますし、事が事だけに弾道ミサイルということを考えると一刻も猶予はできない、こういったことも思います。

以上3点。とりあえず最初に質問をいたします。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

まず、今のご質問の1件目、国民保護協議会あるいは対策本部を立ち上げて、そういった対策をとったのかということですが、こういった対策本部等を立ち上げてやったわけではございませんでした。

それから、国民保護計画について周知しているかということですが、例えばホームページとか、そういったものに載せているわけではございませんので、おっしゃると

おり完全な周知徹底ということはないかもしれません。

それから見直しの時期でございますが、県では見直したということではございません。早急というふうには考えます。ただ、今、今回のこの見直しのことにつきましては、やったときにはテロ、9・11とかああいった時期の、対象が違うというわけではございませんけれども、そういった中であって、今回北朝鮮の弾道ミサイルという全く新しいわけではないんですが、そういったものになってきております。見直しをする必要というの、見当するというので申し上げましたけれども、そういったことは必要だと思っておりますが、見直しの内容についてこういった形でやるべきなのか、そういったものについては、県は直しているわけでございますので、そういったものを参考にするということになるとは思いますけれども、その辺についてまた具体的に、いつという見通しを今持っているわけではないところです。

議 長 （馬場久雄君）  
渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）

答弁をいただきましたが、対策本部を立ち上げておられないと、それから評議会も招集をされていないということですが、過去において対策本部を立ち上げられたことがあるのかどうか。それから、国民保護に関する評議会を招集されたことがあるのかどうか、これをお尋ねいたします。ないとすれば、どんな時に、イメージ的で結構ですけども、どんなときに対策本部を立ち上げたり、それから評議会を招集するのかですね。かなりの、私は危機だったと思うんですね。国民等しく本当にミサイルが飛んできたらどうするんだろうという危機感を持ったはずなんです。しかし、振り返ってみると、対策本部も立ち上がっていない、それから評議会も開かれていないということですので、ならばこういったときに町長は招集なり本部を立ち上げるのか、この辺の腹づもりを聞いておきたいと思えます。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

これまでこういった協議会やったことがあるのかということでございますが、ご

いません。ないと思います。記憶にございません。それでどういったときにやるんだってというのは、これは非常に難しいといえますか、緊急なときなので、不謹慎な言い方かもしれませんが飛んだときがいいのか、そのときではとても遅いんだろうと思いますし、非常に難しいと思います。そういったものが察知される状況なのか、以前にですね、そういったところで、そういった情報が提供されるものなのかということでございますけれども、今、緊急アラームとかでも、もう飛んでいる状況ということでございますので、こういったものを立ち上げるということにつきましては、非常に難しい、変な話ですけれども、どこかほかのところにあったとかですね、あるいはその以前にそういった危険というものが察知されて、そして我々に情報が伝達されたときとか、そういうときなのか。どういったときというときになってくるのかなと思っております。

議 長 （馬場久雄君）  
渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）

評議会のほうは、30人以内というような条例の中身で、集めるとなってもかなり時間がかかって、何を相談をするかというのも難しいところがあるかと思います。ただ、対策本部については、全戸配布をするような文書が出た場合に立ち上がらないというのは私はいかがなものかと思います。なぜならば、計画に従って被害が出たときにその被害状況の把握とかは、町の職員だけでは当然手が足りないところで、区長さんとかそういった方を通じながら被害状況をまとめなきゃならない、そういうもろもろのことが私は生じるものだろうと思います。そのために、現在訓練を東北では岩手県とそれから山形県が訓練をやっております。ほかの東北4県はまだ訓練を行っていない。その中で、国が推奨して去年あたりから市町村対象に訓練を始めてきているというような状況もございますし、これはもう私は前は本番だったと思うんですね。ですので、町長が対策本部を立ち上げられて、そしてその中で文書配布に至る、こういったことが適切ではなかったかと思うんですが、その点について、町長いかがでございましょうか。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。



町 長 （浅野 元君）

こういった組織があるということで、それを活用するというお話だと思っております。その辺の判断につきましてはいろいろな判断があると思っております。今回は、そういった状況で、それをみんなに知ってもらうという、今の現状ですね、ということでしたので、そういったことでその立ち上げまでやらないで配布したところでございます。それについて、議員のお考えとその辺ちょっと相違があるかもしれません。それはそれで、緊急性という部分で、もう緊急の課題があったんだという判断をされているということ、それだけの緊張感がこちらは欠けているんだと言われればそういうことになるかもしれませんが、あの段階ではそこまでは考えが、必要性を感じなかったところでございます。

議 長 （馬場久雄君）

渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）

周囲の市町村との並びもあったから、町長のご判断もそういったところを踏まえながらのご判断だったとは思いますが。我が町だけが突出して対策本部をとというのもそれは無理もあろうかなと理解はいたしますけれども。今後のこういったことが1回あって、国が、県あるいは市町村と訓練をやっていこうということで昨日の読売新聞にもそのような報道が出ておりました。そんな中で、町長のほうは、国なり県なりとこれから話し合いをしながらですけれども、まずその話し合いをする前に我が町も訓練をやっていかなきゃいけないなという、そのようなご認識がとおりかどうかお尋ねいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

訓練ということは必要なんだろうとは思いますが。こういった訓練が必要なのか、こういった形でやったらいいのかということ、その辺を住民の方々にも理解してもらった中での訓練ということになるのかと思いますので、その辺についてなかなか情報がなかったり、こっちの準備不足、勉強不足もあると思っておりますが、訓練というもの

についてはこのことに限らず、そういったことに対する訓練をするということ、このことに限らずですね、そういったことは大切なことだと思います。

議長（馬場久雄君）  
渡辺良雄君。

7番（渡辺良雄君）

少し話題を変えますけれども、町長としてあるいは万が一の場合には本部長としてですけども、あの文書を出されてあれで住民の方を保護できるというふうに町長お考えになったですか。私は、自分でどこに逃げればいいんだろうなど。我が家しかないので、我が家にじっとして、それで生き延びられたらいいなというふうに考えたわけですけども。仙台市の中心部とそれから第二次世界大戦のときの広島に投下された原爆の爆心地と重ね合わせたときに、一体どのような惨状になるんだろうと考えたときに、同じ50キロトン程度の原爆が落ちた場合に、当然仙台市の中心部からそんなにここは離れておりません。物すごい被害が出ることは間違いないわけですね。そういうことを考えたときに、どうしようもないわけですね。国からのあのペーパー、内閣府もそういうペーパーですし、町長としてもそれ以上のことはできないし、ただ、それでこれからもそれでいいのだろうかという町長のお考えを少しお伺いしたいんです。私が腹にあるのは、戦時中はいろいろなところに防空壕がありました。今は、防空壕なんてほとんど、同僚議員に聞いたところ野菜を置いているそんなのに活用はしているというお話は聞きましたけれども、逃げ込んで、核の脅威に対する対応ができるかといったらそれはできないと。そういうことを考えれば、今ごろは私たちも、議員もそうですけれども、先進地と視察をしてそれを取り入れるということなんですけれども、現在シェルターとつくるというような話は全く国内には上がっておりません。それも公共のですね。核シェルターについては、資料を見ますと、一部の資料しかないんですけども、スイスですとかノルウェーですとか、そういったところは100%ですね、もちろん義務化もされていますけれども。それから、アメリカが82%、ロシアが78%、シンガポールが56%、我が日本は0.02%、中国と韓国、ここらあたりは公表していないので数値はわかりませんが、日本はほとんどないといって等しいと思うんですね。そういうようなことを考えたときに、例えば大和町ですと総合体育館がございます。あの辺の山をくりぬいて、地下ではなくて山をくり抜いて普段何かに使えるような施設で防空壕を、核シェルターですね、つくってもおかしくはないと

思うんですね。そういったものを町長が出すとなったらそれは大変なことになりますけれども、要は、町長にお伺いしたいのは、あのペーパーで国民保護が成り立つか成り立たないかというそういった心的なその答弁をちょっとお聞きしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

あのペーパーで国民保護になるのかっていったらならないと思います。何もならないと思います。核に関して言えば。私はそう思います。だったらどうするんだという話になりますけれども、これも非常に難しいと思います。今、ノルウェーとか100%の核シェルターがあるというの聞いてびっくりしました。アメリカも50もあるんですか。（「80」の声あり）80ですか。そういった認識が皆さんおありだったのでしょうか。それだけ核に関する考え方が弱いとか甘いとかというふうになるのかもしれませんが。そういうことでありまして驚いておりますけれども、今お話ししたとおり、じゃあどうやったらいいんだという話になったときに、どうしようもないといたら終わりなのかもしれませんが、シェルターをつくるということ自体がまず難しいとか、非常に難しい話だなと思いますし、一方で、そういったことに対して異常に反応することによって別な騒動といいますか、起きると。この間、ミサイルが飛んだというお話があって、日本の地下鉄がとまった経緯がありました。あの時に韓国とかは全然そういうことはなかった、どっちがいいかということがあります。それで、結果あれはやりすぎだったのではないかというようなお話、一般論になりますけれども、そういうことがあったりするわけで、お答えには全くなっていないんだと思いますけれども、本当にどうしたらいいんだろうというのが、もしそういうことがあればですね、そういう状況だと思っています。町で、国のせいにするわけではございませんけれども、そういった方向でやる、やんなきゃないんだというふうなそういったみんながこっちに向くというような大きな号令がないと、なかなか住民の人だってそれに納得するわけではないと思いますし、ノルウェーとかの人、そこまですごいなと思いますね、やっぱりね。お答えに全くななくて大変申し訳ございません。はっきり言ってわかりません。ただ、さっきのチラシについてはあれでそういったことができるのかっていけばそれはそういった効果はないと思います。済みません。

議 長 (馬場久雄君)

渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)

町長の心情の吐露を聞きましたので、ですけれども、日本をさきがけて町長が核シェルターつくらせてくれって言って、これはあるかもしれないなと思うんですよ。それに国がひょっとして乗るかもしれない、私はそう思います。というのは、アメリカなりロシアなり、その他の国がそれだけのシェルター持っていて、公共のシェルターも持っていて、日本だけがないわけですので、日本の政府も多分少しは考えていると思うんですね。あのペーパーだけですから、俺言ってるの無責任だなんて内閣官房長官は思っているかも、それはどうかわかりませんが、ですので、地方から核シェルターつくらせてくれとしたときにはそれなりのインパクトがあって、伊達いわなどはまた違った情報発信ができるかなとは思いますが、それくらいにしてですけれども。今、全く訓練が行われてない状況ですよ。防災の計画が区長に示されて、インターネットで文書も見れて、そして少しずつこれから訓練ができていく基盤ができてきていると。ただ、国民の保護に関するところは私手つかずだと思うんです。ですので、これもこれから少しずつやって訓練もやっていかなければいけないんじゃないかと。現に、北朝鮮、今何をやるかわからない、こういった状況に日本が置かれているわけですので、これに全く目を、行政としてつむってしまって、素知らぬ顔は私はできないんじゃないかと考えます。その辺の訓練をこれからやっていくかどうかについての心意気ですね、まだ具体的に何も計画も何も見直しこれから始めるという町長のご答弁でしたから、ですけれども、町長としては、私さっき聞きましたっけ、訓練やっていくかどうかは。聞いたですね、失礼しました。聞きましたね。やっていくと。現在のような状況の中で、少し話が変わるんですけれども、現在日本では、日本国内の官公庁というか自治体で都道府県、退職自衛官、防災専門官と言われる方です、その防災専門官、全国で自治体にもう400名、28年の12月現在で400名自治体に定年退職をして再就職をさせていただいているそうです。それらの方々の給与については、国のほうが上限700万円のうち2分の1まで国で面倒見ましょうということですので、年間が400万円とすれば200万円国から補助してもらって町の負担分は200万円の人1人採用できると。そして、防災関係、今、危機対策室ございますけれども、そちらの室長のほうのお手伝い、これは防災関係あるいは今の国民保護関係、こういったことについて有効に使えるんじゃないかと思うんですけれども、町長、そ

の辺のお考えはいかがでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
自衛官のOBの方といますか、防災専門官ということでございますが、確かに有効だと思っております。そういった専門的な方々に入ってもらって一緒に指導してもらおうといますか、そういったことが大切だと思っております、今そちらの関係者の方々にいろいろ情報収集をしておるところでございます。

議 長 (馬場久雄君)  
渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)  
つい最近も、南三陸町に防災専門官入りまして、たまたま町長とお話する機会があって、お伺いしたところ、とってもいいんだということを言っておりました。もちろん、入っていただく人の能力と人柄にはよるとは思いますけれども、ぜひとも町長、早い段階で考えていただければと思います。

聞きたいこといっぱい準備していたつもりだったんですけども、出てこないのです、この辺にして、1問目の質問を終了して2問目に入ります。

宮床中学校校庭の排水について。

宮床中学校グラウンドは、降雨後の排水が悪く、屋外授業の支障やその他の使用に不便を感ずるといふ所見を聞いております。グラウンド拡張が現在計画されている今、あわせてグラウンド全体の暗渠排水工事はできないかお伺いをいたします。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
宮床中学校の校庭の排水のご質問でございました。今回の工事につきましては、グラウンド拡張整備工事ということで、県道大衡仙台線工事に合わせまして宮床中学校

の生徒増加に対応するために現在の校庭北側を14メートル程度拡張する造成工事、そしてバックネットと防球ネットの施設整備、既存校庭への県道からの取り付け道路工事の内容となっているところでございます。各小中学校のグラウンド整備状況といたしましては、整備用資材としまして運動会実施前に各小中学校からの要望をお受けして、山砂、洗い砂を配布しております。今回のグラウンド拡張工事には、暗渠排水工事は含まれておりませんが、今後も宮床中学校のみならず各小中学校ときめ細やかな調整を行いながら、児童・生徒のグラウンド使用に不便が生じないように適正管理に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）  
渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）  
余りいい返事をもらえませんでした。町長、あそこ、暗渠排水工事やるとなったら幾らぐらいかかるんですかね。ざっと、おおよそで。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
ちょっと私、専門家でないのであれですけども、暗渠排水といってもいろいろなやり方があって、大和中学校のときの暗渠排水をやったときには、浸透性が悪いということで上と下全部取りかえたりとか、そういったやり方がいろいろあるんだと思っております。したがって、一概にメートル何ぼとかっていうのは……、ちょっと今、難しいようでございますけれども、いろいろなやり方があるということで……、ちょっと済みません、今手持ちないので申しわけございません。

議 長 （馬場久雄君）  
渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)

コストとの兼ね合いは当然あると思うんです。そんなにそんなにかからないのであれば、今、私チャンスだと思って、今、この前から取りつけ道路やそれから暗渠排水について町長に質問させていただいて、町長の決断をしていただきたいなと思っているわけですが、声は前々から教育長のところに話が通じているかどうかかわからないんですけれども、私たちのほうには横の声として聞こえてくるんですね。もう何とかしてほしいという声。ちょっとでも雨降ると、駐車場がないからグラウンドに車入れたいんだけど、車は入らない。それから、一回雨が降ると運動会の準備なんかもうほとんどできないと、ある程度固くなるまでできないと、そういった声が聞こえててですね、そういったことを考えたときに、全体、大和中学なり小中学校も全体を町長としては当然見ながらなんですけれども、そういう状況にあって使っている方々も使いづらいなと考えていますので、これあたりは、今後とも考えていただきたいなと思います。最後に、グラウンドに関してもう一回町長答弁をお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

グラウンドにつきましては、全ての学校が同じ状況ではないとは思っております。多少の差というのはあるんだろうなと思いますが、どの中学校、小学校でも申しわけない、雨降ったときにはそれぞれいろいろな努力をしてもらってご協力をいただいている状況でございます。一遍に暗渠排水とかっていうのはなかなかできないところもありますので、さっきも申しましたけれども、学校とそれぞれ連携をとって、そういった必要な資材とかそういったものを提供するとか、そういったことでできるだけいい環境づくりに今後とも努力をしてまいりたいとこのように考えております。よろしくをお願いします。(「以上で一般質問を終了します」の声あり)

議 長 (馬場久雄君)

以上で、渡辺良雄君の一般質問を終わります。

引き続き一般質問を行います。

9番浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

では、本日最後になります。1時間おつき合いをいただければと思います。通告に従いまして2件、6要旨質問をさせていただきたいと思います。

まず、1件目となりますけれども、吉岡南第二区画整理組合事務所を譲り受け、有効活用策を検討してはということでお話をさせていただきたいと思います。

平成26年7月に住宅用保留地が完売した後、商業地も完売間近となっております。これから本換地と組合清算に向けた本格化するであろうと思われ。清算後の現事務所を町として有効活用できないものか、検討してはいかがかと思いますが町長のご所見をお伺いします。

1) 組合解散後に事務所の土地をどのような状態で返還いただく契約と現在なっているのか。

2) 事務所は建築確認、上下水道、ガスも準備されており、譲渡を受ければ町として初期投資なしで今後もインフラ活用が可能であるのか。

3) 組合からそのまま無償譲渡をいただき、庁舎施設の一部として有効活用できないか。費用対効果を検討してはどうかという点であります。

議長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

それでは、組合事務所の有効活用策の検討についてのご質問でございます。

大和町吉岡南第二区画整理事業につきましては、平成13年11月に施工面積68.2ヘクタールで事業開始となっております。組合事務所につきましては、これまで計3回の移転により現在の場所に建設されました。当初は、平成13年11月5日に吉岡南一丁目の旧南一丁目集会所を利用しており、その後平成16年の3月5日に当時の農協葬祭センター、現在の幸楽苑の場所でございますが、に移転となっております。しかし、建物の老朽化のため解体することとなりましたことから移転を余儀なくされ、組合としては区画整理事業地内であつお客様の目につく場所に事務所を構えたいという意向から、平成18年3月31日に当時組合の保留地でありました現在の場所に組合事務所を構えております。その翌年に、大和町役場新庁舎建設用地として、組合事務所がある土地を平成19年3月13日に保留地売買契約を締結し、平成19年3月28日に土地面積2万平方メートルの引き渡しを受けております。また、組合事務所につきましては、平成



19年3月22日付で保留地売買契約協定書を取り交わし、平成21年9月30日まで組合事務所を現在地に存置できることとしております。その後、土地区画整理事業の進捗のおくれから、数回の存置延長要望が提出され、町当局はもとより議会からもご意見等を頂戴しましたが、庁舎敷地内への存置となっております。土地の返還条件につきましては、大和町吉岡第二土地区画整理組合事務所移転に係る協定書第2条第4項で、組合は組合事務所を移転する際には、町が大和町役場新庁舎建設計画で示した計画の内容に従って復元するものとし、その場合に必要な費用は組合の負担とすると記載されております。大和町役場新庁舎建設計画の内容ですが、組合事務所使用面積の265平方メートルに路盤工、舗装工、区画線を設置いたしまして、来庁者用駐車場として10区画を整理して返還するという内容でございます。組合事務所につきましては、平成18年の建築でありまして、耐用年数22年の約半分しか経過しておりませんが、平成27年9月の関東東北豪雨により床上50センチの浸水によりまして、床材や壁材などが大きな被害を受けております。また、会議室の床が抜け落ちておりまして、使用ができない状況となっております。今後の町の施設としての再利用につきましては、組合側の意向も必要となりますが、今後は建築年数からの老朽化対策及び浸水被害による修繕費用等が必要となってまいります。したがって、協定書の返還条件のとおり、来庁者用駐車場として管理を行っていきたくこのように考えております。

以上です。

議長（馬場久雄君）  
浅野俊彦君。

9番（浅野俊彦君）

まず、1要旨目であります。現在の契約書上の内容を確認をさせていただきました。整理組合事務所を移転する際には、町が大和町役場新庁舎建設計画で示したとおりの内容に組合負担で戻すという内容であるということでお伺いをいたしました。その計画からして、来庁者用の駐車場として10台ですね、これを整備するという内容が今の計画であるということでありましたけれども、契約上の次の契約満了日をお伺いをしておきたいのと、現状の駐車場の台数からいくと、今の利用状況からするに間に合っているのではないかとこの部分がちょっと気になる部分と、そもそもそういったことを背景に考えれば、あの建物をそのまま壊すのはもったいないのではないのかなという気もしておる中ではありますが、今の3件についてお聞かせをいただきたいと思

ます。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

まず、契約満期日といいますか、これにつきましては平成30年3月31日が予定日になっております。あと、駐車場の台数ということでございますけれども、常に満杯ではないという状況は確かにあります。しかしながら、最初に計画したときに、こういった面積、このぐらいの台数ということで実施計画しておりますし、常にではなくても必要な台数というものがあって出したと思っておりますので、そういった意味では10台分ではありますけれども、駐車場として使えればと考えておるところでございます。

議 長 (馬場久雄君)

浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

ちょうど来年3月の31日が契約の満了日であると、さらにはその本換地に向けて清算の動きが本格化しているというところから、今、議論すべきではないのかなという思いで今回案件として上げさせていただいた次第であります。1件目の契約内容の確認に関しては理解をいたしました。

続いて2要旨目のところでありますけれども、まず、インフラが活用できるかっていう点に対しては、ご回答をいただけなかったわけでありまして、いただいた回答からしてまず気になる部分が、木造住宅であるが以上、建築基準法上の耐用年数22年、これをベースとしての回答であったわけでありまして、その前に、水害等もあり床が抜け落ちているというのがまず一番ネックで、ある意味譲り受けるに値しないのではないのかなと思われている部分がおありなのかなと思いましたが、施設を長寿命化させるという意味で、建物の中、私も拝見させていただいた、歩かせていただく、仮設的な建物で床ができていて関係もあって、通常の土の路盤の上に碎石が敷かれて、今の一般住宅ですとベタ基礎を打たれた中にきちんと基礎を立ち上げられて床を設けてらっしゃるのに対しては非常にそこは簡易的な建物であったと

は思いますけれども、あの建物見るに基礎を含めて床一回全部はがして、型枠がわりに全部間仕切りはされているわけで、圧送車等でベタコン打ってしまえば建物の床の問題はなくなるのではないのかなという気がしておるんです。そういう意味で、長寿命化を図り、使用するという話も考えられると思う中でありますけれども、その前のお話として、当初の計画上はやはりあそこで10台分の駐車場が計画をしたんだというお話でありましたけれども、今、大和町のさまざまな役場の直接の組織のみならず、例えば物産協会であるとか観光協会でありますとか、あとは振興開発公社もございませうかね、あと社会福祉協議会、大和町のシルバー人材センターと、町が直接の運営ではないものの、事務所を置かれて運営をされている団体がさまざまある中ではありますけれども、そういったところが十分な施設が、まず施設が間に合っているのかというところが気になっての今回の視点なんですね。必ずしも今例として挙げるところが入るべきじゃないかという話ではありませんけれども、今日、千坂博行議員からの話にもあったように、いわゆる総合法の改正によって、地域支援コーディネーターの増員を社協にお願いをしたという経緯もある中で、ある意味今でも手狭なあの事務所に、結果的には2名の増員がされているように私も確認しております。同じように、シルバーの方々、元気なシルバーの方々がふえてらっしゃって、実際に仕事をお願いしたいということで、仕事もふえてきておる中、シルバー人材センター側でも1名増員をされたりという中、果たして今の庁舎設備または関連する設備で間に合っていればいいんですが、間に合っている状況ではないのではないのかなという視点で、あそこの有効活用をすべきではないのかなと思った次第で、そのときにももちろんいろいろ活動していただく中では必要となります上下水道及びガスでありますとか、電話であるとかインフラ設備、それを有効活用にもつながり、なおかつ組合側としても、どこまでやって引き渡していただくのかという部分出てくるかと思うんですけれども、組合側としてもまるまる解体をして駐車場に戻してっていう費用を抑えられる部分を、ある意味長寿命化的にこういうふうに設計してくれってというような工事費をそのかわりとして負担してもらって、無償譲渡していただくだとかですね。お互いにメリットがある部分ではないのかなって思っただけの質問でありました。

追加でお聞きをさせていただきたいのが、まず、さまざま町の直接ではありませんけれども事務所を置かれているさまざまな各種団体の事務所等も含めて考えた場合、公共施設で、今果たして十分であるというふうにお考えであるのか、まずはそこをお伺いをしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

随分話が変わってきているような気がしますけれども。公共施設は十分かという話でございますけれども、確かに社協とシルバーが一緒に入っているとかですね、そういった課題はあると思っております。それは、新しいものをつくるに当たって、子供の施設をつくるにあたって移動してもらったり、そういう形の中でご協力をいただいてやっております。組織がだんだん大きくなったりして、そういったことで手狭感があるということについてもそれは間違いなくそういうことがあるんだろうと思っております。それと、先ほど言いました、さっきインフラの答えがなかったと言いますけれども、上下水道とかそういった、ガスとかはそれはそのまま使えるというふうに思っています。

議 長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

ちょっと回りくどいお話だったかもわかりませんが、いかんせよですね場所的にも非常に、役場の庁舎の目の前で、なおかつ目立つ場所であり、建物も確かに床はふけてはいるものの、耐用年数もまだ超えていない建物を何もせずそのまま、単純に駐車場として返還、足りないのであれば話は別でありますけれども、現状足り得る中で、そのまま、現契約のまま返還を求めるんだというお話ではなくて、うまく何か使える道がないのではないのかっていうところを検討する価値はあるのではないのかなと、検討する必要性はあるのではないのかなと考える次第であります。

そういった意味で、じゃあ、3要旨目のところの検討してはという話に関しては、9・11の水害のときに床上50センチの浸水被害を受けた場所でありということと、協定書の返還条件のとおり、あくまでも駐車場として管理をしまいたいというお考えでありましたが、さまざま複合的、総合的に考えると、何らかうまく使える方法がないのかなというのを検討してみていただく価値はあるのではないのかなと思いますが、もう一度検討に値するかどうかのご見解をお聞かせいただきたいと思えます。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

建物については、そういうことで非常に今ダメージがある建物であるということです。そういったところに新しく入るといいのかどうかというのがあります。それから、あそこについては、基本的には今駐車場が余っているとおっしゃいますけれども、建物がない駐車場ということで、いろいろ検討してきたところでございますし、建物の存置といいますか、につきましては、議会の皆様からもさまざまなご意見をもらった中で、今まで延ばした経緯もございます。そういったこともございますので、本来の姿にという考え方を持っているということでございます。費用対効果とかそういったこといろいろあるわけですが、そのことについても、どうなんでしょう、今、組合自体が直してないんですね、あの床を。自分たちでお使いになっているときにね。それで、今、会議につきましてはまほろばホールとかほかを使ってやっておられます。組合としてもいろいろ検討はされたんじゃないのかなと思っております。そのことだけではないのですけれども、そういったことで、本来のある姿、そしてあそこに例えば置いておく、ずっと何十年ある形になってまいります。それがいいのかどうかということも考えなければいけません。今、残存が10年ありますから、あと10年で壊すというものではなくてくるんじゃないかと。そういったことも、将来的なことも考えなきゃいけないということもございますので、そういった意味合いからすると、本来あるべき姿といいますか、この町として計画した姿がまず本来の姿であろうとは考えます。

議 長 (馬場久雄君)

浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

まずは、もう一度今の件で議論をさせていただきたいのは、組合側にも私も行って話もさせていただいた中で、やはり基本的には無理を言って契約を延長していただいて、来年の30年の3月31日までが契約期間で、あくまでも戻さなきゃいけないという大前提からして、組合としても最終的に清算に向けたところでももちろん事業費の中に解体費用と舗装工事が入っている話で、そこに対してお金はかけられないというのは

現状であったというふうに伺っております。あわせて、解体及び基金その他外した上で、再度その駐車場としての路盤工の工事等を行った場合には何千万というのも清算に向けた費用として計上していると伺っている話からすると、現状を組合も直してないじゃないかという話に関しては、そういった経緯があるんじゃないのかという部分を再認識いただいた上で、必ず私もやるべきだという話ではなくて、長寿命化が図れてなおかつ組合自体も、あそこ解体をして駐車場に戻す費用以下でいい条件に戻せてそのまま引き取ってくれるという話であればお互いにウィンウィンの話であって、そういう意味でそういう可能性がないのかという部分、または必要性がないのかという部分を検討に値するんじゃないのかなと考えますけれども、もう一度検討いただけないのか、ご意見をお伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それぞれの立場で考えれば、組合とすればそのほうがいいという、そういうお話があればそれは喜んでという話になるのかもしれませんが。町としてどう考えるかということ、先ほども言いましたけれども、これまでの存置についてもいろいろなご意見があって、議会の方々のご意見もあって、今の期間に延びていることについても非常に課題があるんです。ですから、そういったこともあります。それから残存が延びるかどうかというものについて、正式にやったわけではないわけですが、10年というものについても、さっきも言いましたけれども、残念ながらそういった被害のあった建物であるということ、それからあそこにずっとあっていいのかという問題ですね、何回も言いますけれども。そういったことを鑑みた場合に、町としてこの町庁舎をつくるに当たっての計画というのがあって、皆さんにそれを了解をもらってつくって、ただ建物はそのときにはあったからやむを得ず組合が解散するまではそのままにしましょうということでございますので、基本に戻ればさっき申し上げたことになってくるといふふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

再度お伺いをしたいと思います。基本は私もわかるんです。理解はできるんですが、基本のみで、あそこの有効活用をまったく基本ベースで全く考えないんですというスタンスであるのか、多少なりとも費用対効果も含めて、または誰が、どういう団体が使ったらいいのかとか等、さまざまばしの間ヒヤリングをしてみたりして、組み合わせ外側とも多少協議をする余地がおりなのか。それともやっぱり基本路線で全くそこはそういった話を聞かないというスタンスであるのか、もう一度お伺いをしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

これまでどおりの考え方ということでございます。これにつきましては、議会ともお約束をしてこの期間に限定をしております。

議 長 (馬場久雄君)

浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

今のご答弁は理解をしました。私としては、もう少しそこは柔軟に、何らか考えられないのかなという部分が、ちょっと疑問を持ちますけれども、これ以上お話をしても前には進まないと思いますので、2件目の質問に移らせていただきたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

じゃあ、浅野議員、2件目に入る前に暫時休憩します。

休憩時間は10分間といたします。

午後4時25分 休 憩

午後4時34分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

9 番浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

それでは、2 件目の質問に入らせていただきたいと思います。

木の駅プロジェクトに参加し、地域通貨を活用して山林保全と商店街活性化につなげては、で質問をさせていただきます。

本町は、山形県との県境から32キロの距離があり、県内で第2位の面積を有しており、広大な山林に恵まれております。しかし、安価な外国産材に押され、山の荒廃、商店の消滅さらには人口減少により、地域そのものの存続危機という山村に共通な悩みも抱えております。このような状況をなんとかしたいと立ち上がった地域では、木の駅プロジェクトに賛同して活動を始めており、本町も検討すべきと考えますが、町長のご所見をお伺いしたいと思います。

1) これまで木の駅を調査研究した経緯はあるか。あるとすればメリット、デメリットの整理はされているのか。

2) 産業振興のみならず、CO<sub>2</sub>排出量削減、エネルギーの自給率向上にもつながると考えるが。

3) ひだまりの丘の年間光熱費はどのぐらいかかっているのか。また木質バイオマスボイラーの導入も有効ではないか、であります。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、ただいまのご質問でございますけれども、初めに我が国の林業、木材産業は、長期にわたります林業産出額や林業所得の減少、森林所有者の経営意欲の低迷、国産材の生産、流通構造の改革のおくれと引き続き厳しい状況下であり、森林外への搬出を前提としない切り捨て間伐により未利用間伐材が林地残材として林内に放置され問題となっておりますことから、近年山林所有者が収集した林地残材をチップやまきなどの用途として販売する木の駅プロジェクトという活動の取り組みが始まっております。木の駅プロジェクトを木の駅と申しますけれども、木の駅では、山林所有者



みずからが林地残材の収集をして、製紙用チップや地域の木質ボイラーを導入している施設などに出荷を行うことで、副業型の林業を提案するとともに林地残材の買い取りに地元商店のみで利用可能な地域通貨を用いて、地域経済の活性化を目指そうとしているところにその特徴があります。

町では、これまでこの木の駅プロジェクトについて調査研究を行ったことはありませんが、農林業問題研究2015の木の駅プロジェクトの活動実態と運営課題によりますと、この活動実態はその収材規模が小さく、活動地域における参加者数も山林所有者総数のうちのごく一部に限られているとか、補助金がなければ赤字経営となっており、木の駅の経済的な持続可能性は低いなどのデメリットと、またメリットとして、木の駅の参加者の多くは自家林業で経済的なメリットを得ることが難しい小規模山林所有地であり、わずかではあるが経済的に支援し、地域通貨の導入により地域内に経済効果も生じている。あるいは山林を地域全体で管理することで多面的機能の場を保全することにつながるということでございまして、この木の駅は公益性を有するが、経済的持続可能性を高めることが重要な課題であり、現状では木の駅単独の努力だけではその経済的持続性を高めることは困難であり、行政による公的支援は必要不可欠であるとの見解が示されておりました。

次に、産業振興のみならず、二酸化炭素の排出量削減、エネルギー自給率向上にもつながると考えるということでございまして、このことにつきましては、木の駅から出される材のエネルギー利用として、まきやチップ、ペレットなどの木質バイオマス燃料とした木質ボイラーは、二酸化炭素排出量削減、エネルギー自給率向上につながるものと認識はしております。

次に、ひだまりの丘の年間光熱費と木質バイオマスボイラー導入についてでございますが、ひだまりの丘の年間光熱費につきましては、平成26年度から28年度の3カ年平均では燃料費が397万3,000円、電気料が557万8,000円で、合計955万1,000円であります。燃料費は、A重油を燃料として、空調設備と風呂のボイラー設備を稼働しているものでありまして、電気料につきましては、東北電力からの供給を受けているものでございます。木質バイオマスボイラー導入についてでございますが、メリットとしては二酸化炭素排出量の削減、燃料コストの削減、ボイラーの耐用年数が石油ボイラーに比べると1.5ないし2倍程度長い、森林の健全化、地域の活性化に貢献するなどが上げられます。一方で、デメリットとしては初期費用が高額である、広い設置場所が必要である、灰がでる、細かい温度調節が苦手である、燃料供給の確保が必要などが上げられます。以上のことから、木質バイオマスボイラー導入には課題もあるという

ような認識をしております。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

ご答弁を頂戴しました。その中で、まず初めにということで、我が国の林業木材産業の長期にわたる減少傾向でありますとかさまざまな課題のお話がありました。本町も例外ではなく、さまざま山林を有しておるわけでありましてけれども、本町も例外ではなく問題となる一つの自治体であるという認識でおりますが、同じお考えであるのかお聞かせいただきたいと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

これは、我が国のというのは全般的なことを申し上げましたので、こういった課題も当然大和町にもあると思っております。

議 長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

我が町も例外ではないというところで、同じスタンスから議論をさせていただきたいと思っております。

木の駅プロジェクトでありますけれども、地方創生プランの中の重要な活動の位置づけをされている自治体もあり、内容としては中山間地域を中心に、全国的に広がっていて先ほど町長の答弁の中でありましてとおり山林に放置されたままの未利用の間伐材を指定された場所に持っていけば、その分を重さに応じて幾らと決めた地域通貨でその団体が買い取ってくれると。その地域通貨を消費するという事で契約されたお店に持っていくと現金と同じように買い物ができる、さまざまな団体、個人の商店

であるとか、大型スーパーとかとはどちらかという契約をせずに、ちっちゃい商店なり地元の商店なりと契約をされて使われていって、山の保全と商業の活性化というところ両方に効く事業であります。言うまでもありませんけれども。これまで、木の駅の調査研究を行ってきたことはないというお話でありました。決してないことに対して責めるつもりもありませんが、さまざまメリットデメリット、農林業問題研究2015、私も手元に持っておりますけれども、私も拝見をしております。この中にあるメリット、デメリット、それぞれ今回初めて調査をされたのであらうと思いますけれども、そういった意味では文献等もこれだけではありません。さらなる研究調査には値するのではないのかなと思われませんが、まずはメリット、デメリット整理した中で、追加でまた研究をされるお考えであるのかをお聞かせをいただきたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

メリット、デメリットと出しましたけれども、これは一部というふうに思っております。どういう成果があったのかということがございますけれども、それについては例えば森林組合とかですね、ああいったところでも研究されているのではないかという気もしていますので、そういったところの情報とか聞くということはやってみたいかなと思います。

議 長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

森林組合さん等にも相談をして、さまざま情報を集めるというのも一つの有効な手段ではないのかなと思いますけれども、業務的にバッティングするところはどちらかというとなない形で業務設計を継続されているところはされているようであります。どちらかという、生産森林組合関係ですと大きな重機を使ってある程度の量の決まったものを切り出しするところを目的にされているようでありますけれども、長く続けられている事業者さんは、どちらかという本当に兼業の林業家の方で、間伐材をある意味何本、軽トラ1台分を毎日なり週に1偏なり自分が気を向かれたときに

切り出して、それを持っていってお金に換金されて、ある意味晩酌の足しにされていたり、小遣いにされていたりという形で、個人的なところで進んでいらっしゃるようなんです。そういう意味で、事業としてバッティングしそうでしない部分もありますので、文献を調査いただくなり、森林組合にも情報とってみるなり、引き続き研究を進めていただきたいなというふうにも思います。デメリットの中の、特に気になっていた部分が、なかなか、公的支援は必要不可欠であるという部分が、私も文面を読んでいまして気になっていました。単純に、じゃあ補助金なりで出しているのかなと思うとそうではない自治体が出ております。それが2問目の話につながるわけでありまして、燃料となる木材、もちろんその燃料となるものをどう使うのかという部分とうまく複合的に組み合わされている自治体があって、それが3要旨目のところのひだまりの丘の光熱費につながるわけでありまして、ひだまりの丘でも現状A重油を燃料としたボイラー設備が稼働しているのはもちろん認識をしております。いずれ買いかえが来るんであろうなという中、例えばお隣山形県の最上町ですと、近くにあるわけでありまして、本当に県境過ぎてすぐのところでありまして、ひだまりの丘のような介護または介護予防、あと病院施設が1カ所に集めている中、その燃料、お湯を供給する本当の熱源として、木質ボイラーを使ってらっしゃいまして、ある意味供給量に問題がもちろんでないようにということで、最上町内の有志の方々を集めた中で、間伐材を本当に燃料にするんだということで、一つのビジネスプランにされているところがあります。ぜひ研究をいただきたいと思っておりますけれども、そういう意味で、今現在は、A重油をもとにしたボイラーを熱源にしてひだまりの丘のお湯であるとかを賄っているわけでありまして、あれをどこかの更新のタイミングで木の駅プロジェクト等で絡み合わせながら、ある意味重油代のかわりとして、それ以下のところで木質バイオマスのボイラーの燃料となる木をかえるような仕組みをつくっていったら、総合的にトータル費用を抑えられるような仕組みをつくっていかないと、なかなか継続はしないのは事実のようでありまして、そういう意味で、長々となりましたが、今後ももう一度、さらなる追加研究を進めていただきたいと思っておりますが、再度ご答弁をお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

町長から答弁をいただく前に、ちょっとお待ちください。

皆さんにお諮りします。本日の会議時間は議事の都合により午後5時を過ぎても時間を延長して会議を継続したいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって時間を延長することに決定いたしました。

引き続き町長より答弁をいただきます。

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この木の駅プロジェクトというのは課題がいろいろあるんだろうとっております。今、人が少なくなって、山に入る人がいなくなっている、個人の方については特にそういう状況であるという中で、例えばこのプロジェクトやって、間伐材とかを自分で車に積んでそれを持っていくということ、そういったことが可能なかどうか。いろいろな場所で要素が違うと思いますが、大和町の場合は、大和町というか、皆がそうではないのかもしれませんが、そういった課題が大きな課題があります。それを自分で持って行って搬入をしてそこで通貨といいますか切りかえてということになるわけですから、そういったものの整理とかも出てくると思うんです。システムもさることながらですね。そういったことで、個々の課題にのっとりしましたけれども、山持ちの方で、こればかりがデメリットではないのかもしれませんが、集材規模が小さくてなかなかうまくいかないといえますか、そういったことについての課題もあると思いますし、チップ化するにしたってその設備の投資もさることながら、常時そういった材料が供給されるのか、それで安定的にそういったものができるのかというものがあるわけでございます。ちょっと考えただけでもですね。そういった部分の課題について、まず人の問題とか、今一番課題になっている部分の一番根本の部分が、これは人がいて、自分が行って積んで持ってくるという大前提なものですから、それを人に頼んでやったんではもう合わないといえますか、採算的に合わないということもありますので、その辺の現状といえますか、そういったものの把握も大切なんだろうなという思いもあります。今、お話、いろいろ研究されていると思いましたが、そういった課題が、根本的な課題としてあるということの前提が、まずクリアするにはどうしたらいいんだろうと、今、なかなかそういった、ヤマジョとかいろいろそういったものがあるのは存じておりますけれども、そういったところについて自分で自分の山を管理するという前提ですね、自分で下刈りをして、間伐もして、間伐したその間伐した物をどう利用するかということですから、それが今できなくて山に残っているという課題が、今全国である、大和町でもある、これを持ち出してさばく場所というよりも、持ち出す部分についての一番根本的な部分をどうするんだろうと、

単純に考えるところがあります。そういったことの大きな課題について、どんなクリアする方法があるのか、金銭の問題の前に課題の根本の部分がこれで解決できるんだろうかという分については、疑問に思っているところでございます。

議長 （馬場久雄君）  
浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

確かに、人手不足が言われている中ではありますけれども、一方で団塊の世代の方初め、元気でお年を取られた方々が当面の間ふえていかれる中、年金額が受給期間が前倒しになったりですね、金額的に下がっていく中、本当に数万円の小遣い程度ではないですけれども、健康のための運動も兼ねて、なおかつさまざま整理されていく中、鳥獣被害を防止の一つの策となるかもわかりませんが、人間が生活する区間とそうじゃない区間との分けがいろいろできたりとかですね、いい面もあるんであろうという部分と、もちろん将来的に、永久にそれが燃料として、なりとして、量が確保できるのかっていう課題も確かにありの部分もあるかもわかりません。さまざまですね。とはいえ、うちの町を見れば、広大な林業地域で、特に国有林よりもやっぱり私有林が面積的にもうちの統計上も一番ある中、手つかずで荒れていく可能性もある中、研究を続けていただきたいなという思いがあります。初期費用が高いという話等、あったわけでありまして、先進地として先ほど申し上げた最上町でいけば、確かに億単位の設備導入をしておりますけれども、何分に国の関連機関でもあるNEDOから半額以上、実験だということで、補助金をもらって導入をされていたりとかですね、さまざまそういった工夫をされてらっしゃるようでありました。私も拝見しに行きましたが、一日、ウェルネスプラザって病院から介護施設から老健からデイサービスからさまざま一カ所に集めていらっしゃったわけでありまして、そこで使われるお湯及び暖房全てボイラー熱で対応されておりました。一日、そこに関しては高い設備でチップに全部砕いてからということをやっていたわけでありまして、一日約2トンから2トン半ぐらい焼かれて、煙が出るという話、煙は全く出ず、灰は本当に手のひらに一つ乗るかのらないかぐらいの燃焼効率の設備で、もちろんだからこそ高かったんだろうと思いますけれども、そういった実証実験をされているところも出ております。その事業が始まる前までは、灯油であるとかガソリン販売をされていた会社が、今度、そのチップを固めた木質のペレットを行政として各暖房に進められている中、

石油とか灯油のかわりにその木質ペレットの配達を行っていたりとかですね、業種転換をされていたようであります。灯油なり重油の配達ですとどうしても車1台に1人で済むところを、同じ燃料を、またはカロリーベースで確保しようと思うと、より多くの人がかかわらないと成り立たないのも事実のようでありました。そういった意味で、もちろん今現在も林業関係の団体に森林管理ということで町から予算も出しているわけでありましてけれども、あれを一つの資源として活用できる方策がないのかというは、他市町村の事例も参考にしながら、引き続き研究していただきたいということをお求めしておりますけれども、再度、ぜひ研究いただきたいという旨お伝えをしながら、どのようにお考えになるのかをもう一度お伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

木といいますか間伐材とかの利用というものについては、課題だと思います。ペレット化とかそういうことについても、これまでもいろいろ森林組合等でも考えておられたこともありましたし、さまざまな研究がなされていると思っております。そういったことで、町というよりも国全体でも考えなきゃないんだろうなという思いがございます。また、木の駅プロジェクトにつきましては、そのとおりの先ほども申しましたけれども、根本的な部分ですね、団塊の世代とおっしゃられましたけれども、団塊の世代の人が、私も団塊の世代、ちょっと上ですけども、自分で自分の山を管理するという前提の中でやった場合には、なかなか難しさが、課題が大きいんだろうなと。あと、こちらに材料を搬入するにしたってやっぱり必要なものが常に来るという状況でなければ、企業としては成り立っていかないということですから、ですからそういった意味で、山の整備あるいは管理そういったものは大きな課題だと思います。そのやり方については、さまざま、今までも皆さんいろいろな研究をされてきて、なかなかいい効果が出てこないというか、そういう状況なので、大きな課題と思って、町ということではなくてみんなで考える、国全体とかですね、そういった中での考え方も進めていかなければ、進めてというか、そういった方向性をつくってもらい必要があるんだろうなとは思っています。木の駅プロジェクトについては、成功しているところもありだというふうに思いますが、そういうところについては、本当に、そこでなりわっているといえますか、その山でというか、そういった環境もあるんだろうと思

っていますので、そういったことが大和町は同じような環境ではありますけれども、その中の環境の違いというのもあると思いますので、そういったこともいろいろ考えなければいけない事業ではないかと思えます。

議 長 （馬場久雄君）  
浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

木材の利用及び消費という意味で、複合的なシステムとして考えるべき重要な課題であり、農業、林業これももちろん我が町の基幹産業でもありますので、こういった議論がさまざま生産者の方の中でも何かやらなきゃないんだという、そういう啓蒙につながることを祈念いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長 （馬場久雄君）

以上で浅野俊彦君の一般質問を終わります。

お諮りします。本日はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開はあしたの午前10時です。

お疲れさまでございました。ご苦労さまでした。

午後5時02分 散 会